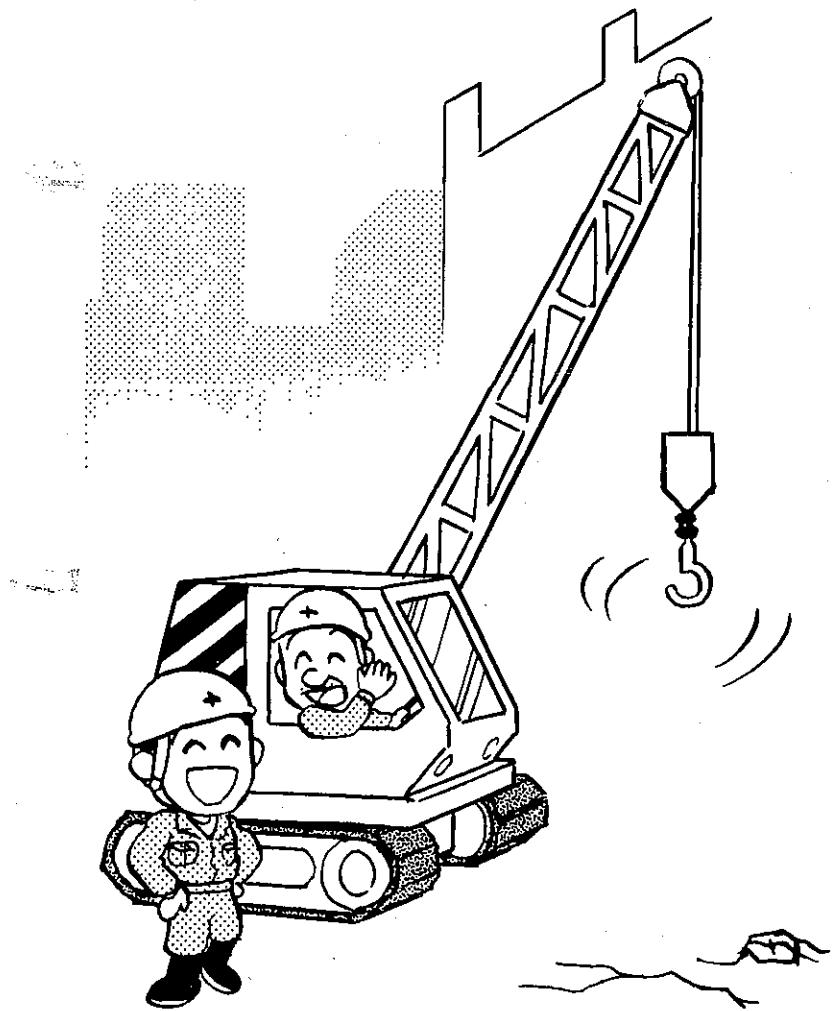


労災保険給付のしおり



岡山労働局
労働基準監督署

平成16年

目 次

1. 労災保険の目的	1
2. 労災保険給付の対象者	1
3. 業務上外の認定	2
(1) 業務上の負傷とは	2
(2) 業務上の疾病とは	5
4. 通勤災害の認定	5
(1) 「通勤による」とは	5
(2) 「就業に関し」とは	5
(3) 「住居」とは	6
(4) 「就業の場所」とは	7
(5) 「合理的な経路及び方法」とは	8
(6) 「逸脱・中断」とは	8
(7) 「日常生活上必要な行為であって、労働省令で定めるもの」とは	9
5. 給付基礎日額とは	10
6. 労災保険の保険給付等の種類	12
(1) 療養（補償）給付	12
(2) 休業（補償）給付等	14
(3) 障害（補償）給付等	15
(4) 遺族（補償）給付等	16
(5) 葬祭料（葬祭給付）	18
(6) 傷病（補償）年金等	19
(7) 介護（補償）給付	19
(8) 二次健康診断等給付	20
7. 各請求書等に係る押印及び事業主証明の見直しの取扱い	20
8. 「傷病が治ったとき」とする取扱い	21
9. 「再発」の取扱い	21
10. 第三者行為災害とは	21
11. 労災保険の特別加入	24
(1) 特別加入制度のあらまし	24

(2) 特別加入者の範囲	24
(3) 特別加入の申請手続き	25
(4) 特別加入の承認	25
(5) 加入時健康診断	25
(6) 特別加入者の保険給付等	25
12. 労働福祉事業	26
(1) 外科後処置	26
(2) 義肢等の支給	26
(3) 温泉保養	26
(4) 労災就学等援護費	27
(5) アフターケア	27
13. 時効	30

(参考資料)

○労災保険の保険給付の流れ図	31
○労災保険の保険給付等の内容と手続き	32
○年齢階層別の最低限度額及び最高限度額（15年8月～16年7月）	33
○給付請求書の記載例（療養・休業）	34～40
○労働者死傷病報告の記載例	41
○第三者行為災害届等の記載例	42～46
○二次健康診断等給付について	48～49
○知っておこう労災保険のこの条文（概要）	54
○労災保険率表	56

1. 労災保険の目的

事業主は、被害を受けた労働者又は、その遺族に対して一定の補償を行わなければなりません。しかし大きな災害が起こった場合、事業主として、多額の補償をしなければならないことも少なくなく、決して容易なことではありません。このことから、労働者保護に万全を期するため、国が労働者に対して直接災害補償をする制度が望ましいわけです。

労災保険は、主としてこのような理由から作り出されたものです。その後、昭和48年12月1日から、通勤災害も労災保険の対象となりました。

2. 労災保険給付の対象者

労災保険の適用事業所に雇用される労働者が対象です。

常用、日雇、パート、アルバイト等名称及び雇用形態にかかわらず、労働の対象として賃金を受ける、すべての労働者が対象となります。

ただし、船員保険・地方公務員災害補償保険の被保険者は、労災保険の対象とはなりません。

○事業主と同居している親族

原則として労働者とは認められません。

但し、同居の親族と共に一般労働者を雇用している事業においては、次の条件のいずれをも満たしていれば適用される場合があります。

- ① 始業・終業の時刻、休日及び賃金の計算方法、支払い方法等が他の労働者と同一の労働条件にあること。
- ② 事業主の指揮・命令に従っていることが明確であること。

○法人の役員（取締役）の取扱い

中小企業の法人事業所では、役員でも一般労働者と同様に労働に従事していることが少なくありません。

労災保険では、このような人たちにも一定の要件の範囲内で労働者としての労災保険の適用を認めることとし、次のように取り扱っております。

① 労災保険上労働者と認められないもの

法令、定款、又は内部規定に基づき、業務執行権のある者は労働者と認められません。

特に有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員は法令により、役員全員に業務執行権がありますので、定款、内部規定により業務執行権の除外の規定がなければ、労働者とは認められません。

② 労災保険法で労働者と認められるもの

法人の重役で業務執行権のない取締役・理事等で、事実上、業務執行権のある取締役、理事等の指揮監督を受け、労働に従事し、その対償として賃金の支払いを受けている者は労働者として扱うことになっております。

③ 労働保険料の算定基礎に含めるのは賃金のみで、役員報酬は対象外です。

労働保険料の賃金総額には法人の機関としての職務に対する役員報酬は対象外であり、一般労働者と同一条件のもとに支払われる賃金のみが対象となります。

したがって、業務執行権のない取締役等の場合、役員報酬と労働に対する賃金は、明確に区別しておくことが必要です。

④ 災害による補償の一部除外について

労災保険上労働者と認められる役員であっても、役員としての職務を遂行中に生じた災害は保険給付の対象となりません。

3. 業務上外の認定

(1) 業務上の負傷とは

業務に就いていることによって発生した事故による負傷ということになります。

◎業務に就いていること（業務遂行性といいます）とは➡「事業主の支配下にある状態」をいいます。

[例]

- ・所定の就業場所で所定の就業時間中に働いている場合
- ・事業場施設内における休憩時間中の場合
- ・出張途上の場合

◎業務に就いていることによって発生したこと（業務起因性といいます）とは➡「その業務に就いていなければ、この負傷は生じなかつてであろう」と認められ、かつ「そのような業務に就いていれば、このような負傷を生ずる危険があるだろう」と認められる場合をいいます。

① 就業中の災害

イ. 作業中

作業中に生じた場合は、大部分が業務上の災害といえます。又、就業中の用便等生理的必要行為による災害も業務上の災害と認められます。

[認められない場合]

- ・恣意行為、私的行為、業務逸脱行為
- ・天災地変

ロ. 作業の中断中

中断中の行為が特に恣意や、私的目的によるとみるべき事情が積極的に見出せない限りは、業務に附隨する行為と認められます。

ハ. 作業に伴う必要行為又は合理的行為中

当該行為が、業務を担当する労働者として、合理的な行為であるかどうか又は、業務を遂行する上で必要な行為であるかどうかにより判断し、それが特に恣意的行為ないし私的行為となるべきものでない限り概ね業務に附隨する行為と認められます。

ニ. 作業に伴う準備行為又は後始末行為中

次の例は、本来の業務行為に通常又は当然附隨するものとして、業務行為の延長とみることができます。

[例]

- ・更衣、機械器具や作業環境の整備、洗面、手洗等。

ホ. 緊急業務中

事業主の命による場合はもちろん、事業主の命をまたなくとも、当該事業の労働者として行われるべきものである限り、その行為に起因した災害は、業務上による災害と認められます。

[例]

- ・突発事故、天災地変等に臨んで、同僚労働者の救護、事業施設の防護等。

② 就業時間外の災害

イ. 休憩時間中

事業場施設内において行動している限り事業主の支配下にありますが、原則として自由行動を許されていることから、その間の個々の行為それ自体は私的行為となります。

[認められる場合]

- ・事業場施設の状況により負傷した場合
- ・用便等の生理的必要行為により負傷した場合

ロ. 事業場施設の利用中

災害が当該施設（又はその管理）の状況に起因していれば業務上災害と認められます。（施設の利用とは、建物とか道具のみでなく、会社の健康診断を受けるとか医療施設の利用も含まれます。）

③ 事業場施設外における災害

イ. 出張中

出張中の個々の行為については、積極的な私用・私的行為・恣意行為等によるものを除き、それ以外は一般に出張に当然又は通常伴う行為とみて、業務遂行性を認めるのが相当とされています。したがってその発生した災害は、業務に起因した災害と認められます。

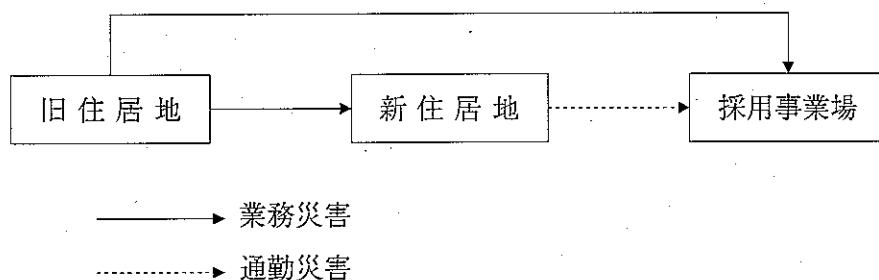
〔認められない場合〕

- ・積極的な私的行為（酒に酔ってけんか、街へ映画を見に行く、通常の又は合理的な順路及び方法をとらなかった場合等）による災害

口. 赴任途上

新たに採用された労働者が、採用日以降の日において、住所（居所）から採用事業場等に赴く（新規赴任）途上、又は転勤を命ぜられた労働者が転勤前の住居地等から赴任先事業場等に赴く（転勤）途上において、新規赴任又は転勤に伴う危険により発生した災害は業務上災害となります。

ただし、赴任が社会通念上合理的な経路及び方法によるものか、あるいは旅費の支給の有無、赴任期間の特定の有無についても重要な判断要素となります。



ハ. 通勤途上

一般的には、未だ事業主の支配管理下になく、その間に発生した災害は業務上の災害とはいえません。→通勤災害の対象となります。

〔認められる場合〕

- ・事業主が提供する専用の交通機関（委託でもよい）を利用している場合
- ・通勤の途中で用務を行う場合（職務命令、職務上当然やることが予想される用務等）

二. 運動競技会、宴会、その他の行事に出席中

一般的には、競技会、宴会等そのものが業務と解されない以上その間の災害は業務上の災害としては認められません。

〔認められる場合〕

- ・競技会の場合、事業運営に必要なもので、事業主の積極的な特命によるもの
- ・宴会等の場合、行事の世話役（総務課員等）が職務の一環として参加したもの

④ その他の災害

イ. 天災地変に際して生じた災害

天災地変それ自体としては業務と無関係な自然現象であることから、それらに起因する災害は、事業主の支配下にあるとき発生したものであっても、一般的には業務との起因性がないものであり、業務外の災害となります。

しかしながら、作業条件や作業環境の状況などから、災害を被りやすい事情にある場合には、業務に伴う危険としての性質を帯びてくることになります。

口. 他人の暴行による災害

他人の故意に起因するものであることから、一般的には業務起因性はありませんが災害の原因が業務にあって、業務と災害との間に相当因果関係が明らかに認められる場合に限り業務上災害と認められます。(「第三社行為災害」P21～参照)

(2) 業務上の疾病とは

原則的には、負傷の場合と同じような考え方になりますが、疾病の場合にはその発病の仕方が複雑で、業務との因果関係の判断がむずかしい場合が多いので、労働基準法施行規則第35条に業務上疾病の範囲を規定しています。

4. 通勤災害の認定

◎労災保険法第7条第1項第2号

「労働者の通勤による負傷・疾病・障害又は死亡に関する保険給付」

◎労災保険法第7条第2項

「通勤とは、労働者が就業に関し、住居と、就業の場所との間を、合理的な経路及び方法に
より往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする」

◎労災保険法第7条第3項

「労働者が前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱
又は中断の間及びその後の同項の往復は、第1項第2号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は
中断が、日常生活上必要な行為であって労働省令で定めるものを、やむを得ない事由により行
うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない」

(1) 「通勤による」とは

通勤に通常伴う危険が具体化したことをいいます。

具体的には、通勤の途中で自動車にはねられたり、駅の階段でつまずいて転落したり、有毒ガスを積んだタンクローリー車が横転し、そこから流出した有毒ガスのために急性中毒にかかったような場合などが通勤災害といえます。

[認められない場合]

- ・自殺
- ・怨恨をもってのけんか

(2) 「就業に関し」とは

往復行為が業務と密接な関連をもって行われることが必要です。

- ① 被災当日において業務に従事することとなっていたか否か、または現実に業務に従事したか否か。

[認められる場合]

- ・所定の就業日に所定の就業場所で所定の作業を行う業務
- ・全員参加が命じられ、出勤扱いになる会社主催の行事
- ・営業社員が自宅から直接最初の訪問先へ行く途中

[認められない場合]

- ・休日に会社の運動施設等を利用しに行く場合
- ・会社主催の行事であるが、参加が任意の場合
- ・労働者が労働組合大会に出席する場合

② 出勤の場合の就業との関連性

所定の就業日に所定の就業開始時刻を目途に住居を出て就業の場所へ向かう場合は、時刻的に若干の前後があっても就業との関連性が認められます。

[認められる場合]

- ・寝過ごし等による遅刻
- ・ラッシュ等をさけるための早出
- ・出勤途中で会社の書類を取りに戻り再出勤

[認められない場合]

- ・運動部の練習等の目的で、例えば遅番の者が朝から住居を出る場合

③ 退勤の場合の就業との関連性

就業後又は早退する場合、ただちに住居へ向かう場合には、就業との関連性が認められます。又業務の終了後、事業所施設内で囲碁・サークル活動・労働組合の会合に出席した後に帰宅する場合には、社会通念上長時間でなければ認められます。

また就業の時間の間に帰宅等をする場合も、就業との関連性があれば通勤は1日1回以上でも認められます。

[認められる場合]

- ・昼休みに自宅で昼食をとるための往復行為

[認められない場合]

- ・昼休みを利用して家族の送迎
- ・就業の途中家族を病院へ連れていく場合

(3) 「住居」とは

① 労働者が現に居住して、日常生活の用に供している家屋の場所のことで、労働者本人の就業のための拠点となっているところです。また、早出出勤等の業務上の事情や、交通ストライキ等の交通事情、台風などの自然現象等の不可抗力的な事情により、一時的に通常の住居以外の場所に宿泊した場合も住居と認められます。

[認められる場合]

- ・夫の看護のため、一日おきに寝泊まりしている病院
- ・長女の出産に際し、その家族の世話をするために泊まり込んだ長女宅

[認められない場合]

- ・前日泊まった婚約者宅
- ・友人宅で麻雀をし、翌朝そこから出勤する場合の友人宅

② 単身赴任者が次の要件を満たし、休日を利用して週末等に就業の場所から家族の住む自宅へ帰り、また週初め等に自宅から就業の場所へ出勤する場合の自宅も住居と認められます。
・就業の場所と自宅との間の往復に反復・継続性（概ね毎月1回以上）が認められること。

③ 住居の境界は

- イ. 一戸建ての住居……………門、門扉又はこれに類する場所
- ロ. マンション……………自宅の玄関ドア
- ハ. 共同アパート……………共同の玄関

(4) 「就業の場所」とは

業務を開始し、または終了する場所をいいます。

① 就業の場所の境界とは

- イ. 会社・工場等……………門又はこれに類する場所
- ロ. 共同ビル（貸ビル）……ビルの玄関
- ハ. 構内下請事業場……………親企業の門又はこれに類する場所

② 外勤業務に従事している労働者

自宅を出てから最初の用務先が業務開始の場所であり、最後の用務先が業務終了の場所となります。

(5) 「合理的な経路及び方法」とは

住居と就業の場所との間を往復する場合、一般に労働者が用いると認められる経路及び手段等をいいます。

① 合理的な経路

[認められる場合]

- ・会社へ届けている経路（通勤手当上等）はもちろん、それに代替することができる経路
- ・道路工事等交通事情による迂回経路
- ・子供（共働きのため）を託児所等へあずけるための経路

[認められない場合]

- ・特に合理的な理由もなく著しく遠回りとなる経路
- ・鉄道線路、鉄橋、鉄道のトンネル等を歩行している場合

② 合理的な方法

鉄道、バス等の公共交通機関、自動車、自転車、バイク、徒歩等通常用いることのできる交通方法は、労働者が平常用いているか否かにかかわらず、一般に合理的な方法と認められます。

[認められない場合]

- ・無免許運転
- ・泥酔での自動車、バイク、自転車等の運転

(6) 「逸脱・中断」とは

① 逸 脱

通勤の途中で、就業や通勤とは関係のない目的で合理的な経路をそれることをいいます。

[例]

- ・パチンコ、麻雀、飲酒

② 中 断

通勤経路からはずれていながら、通勤とは関係のない行為を行うことをいいます。

[例]

- ・通勤経路上の公園での長時間デート、経路上の店で長時間お茶やお酒を飲む行為

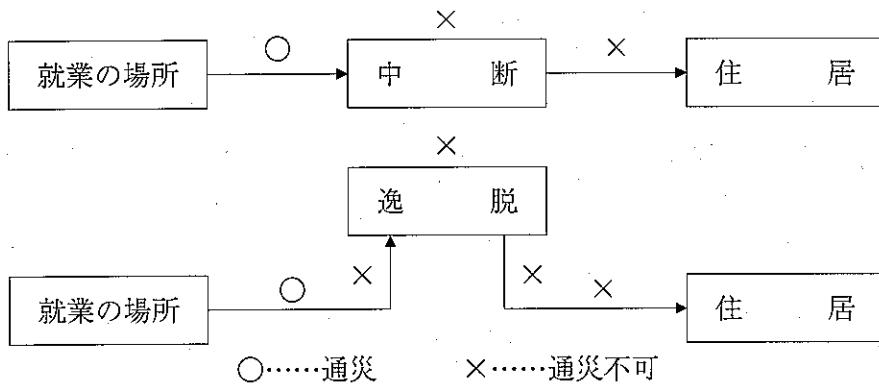
③ ささいな行為

通常通勤の途中において行われるもので、通勤を継続するために必要性又は合理性を有する「通勤に通常随伴する行為（ささいな行為）」は、逸脱・中断にはなりません。

[認められる場合]

- ・経路近くの公衆便所の使用

- ・経路近くの公園での短時間休息
- ・経路上の店でたばこ、雑誌等の購入
- ・駅構内でジュース等の立ち飲み
- ・マイカー通勤者が同僚を乗せるため、経路より少しつぶれた場合
- ・マイカー通勤者が経路上又は経路近くのガソリンスタンドでガソリンの補給



(7) 「日常生活上必要な行為であって、労働省令で定めるもの」とは

通常の経路に復したことをもって、再び通勤行為とみなす例外規定であります。

① 日用品の購入その他これに準ずる行為

[例]

- ・惣菜等の購入
- ・独身労働者が食堂に立ち寄る行為
- ・クリーニング店等に立ち寄る行為
- ・単身赴任者等が自宅（本拠地）と就業の場所を往復途中で社宅・アパート等通常の居所に最少必要限度のやむを得ない事由で立ち寄る行為

② 職業能力開発促進法第16条第4項に規定する公共職業訓練施設において行われる職業訓練、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育、その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受けける行為

[例]

- ・公共職業訓練施設における職業訓練
- ・学校における教育
- ・職業訓練大学校における職業訓練、専修学校における教育、各種学校における教育のうち労働者の職業能力開発向上に資すると認められる一定範囲（就業期間1年以上で言えば工業・医療・栄養士・商業経理等を受けるもので、茶道・華道・自動車教習所などは該当しません）

③ 選挙権の行使、その他これに準ずる行為

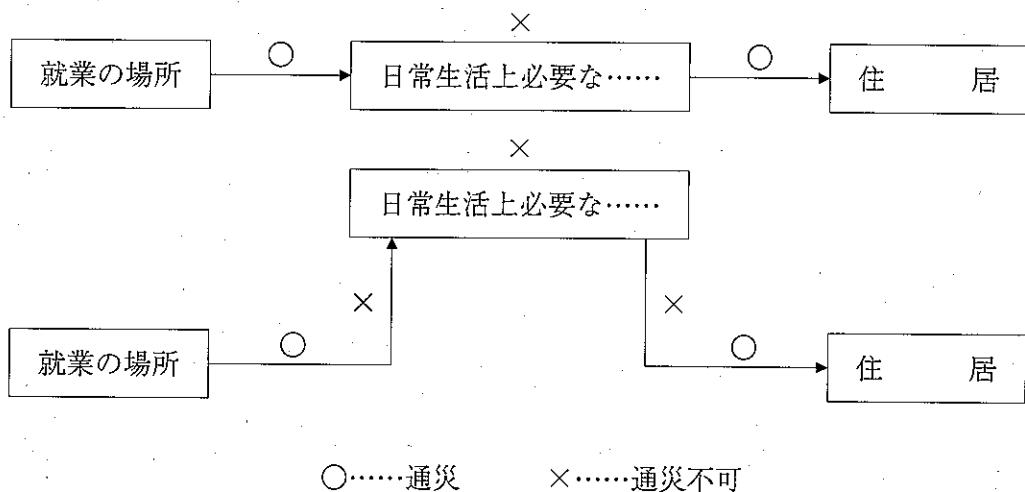
[例]

- ・最高裁判所裁判官の国民審査
- ・住民の直接請求権の行使

④ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

[例]

- ・人工透析など長時間の医療
- ・柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の施術を受けることも該当する。



5. 給付基礎日額とは

現金給付「療養（補償）給付を除く」の額の算定基礎となる給付基礎日額は、原則として労働基準法第12条の規定による平均賃金に相当する額とされています。

(1) 原則

保険給付の対象となる負傷又は死亡の原因で事故が発生した日、又は診断によって疾病の発生が確定した日を→算定事由発生日といいます。

① 常用労働者の場合

算定事由発生日（賃金締切日が定められているときは、その直前の締切日）以前3ヵ月間の支払賃金総額をその期間の総日数（暦日数）で割る。

$$\frac{3 \text{カ月間の支払賃金総額}}{3 \text{カ月間の総日数}} = \text{平均賃金（給付基礎日額）}$$

(給付基礎日額は1円未満の端数を1円に切り上げる。)

ただし、(日給・時間給・出来高給の場合) この額が、次式により算定した額に満たないときは、次式によって算定した額が平均賃金となる。

$$\frac{3 \text{カ月間の支払賃金総額}}{3 \text{カ月間の労働日数}} \times \frac{60}{100} = \text{平均賃金（給付基礎日額）}$$

なお、支払賃金総額には、ボーナス等一定の賃金は算入されません。

② 日雇労働者の場合

算定事由発生日以前1カ月間に支払われた賃金総額を労働日数(暦日数ではない)で除した額の100分の73が平均賃金（給付基礎日額）となります。

(2) 特　　例

前記(1)による額が適当でないと認められる場合

① 業務外(通勤を含む)の傷病の療養のため休業した場合

$$\frac{3 \text{カ月間の支払賃金総額} - \text{休業した期間に係る賃金総額}}{3 \text{カ月間の総日数} - \text{休業した日数}} = \text{平均賃金（給付基礎日額）}$$

② じん肺患者の場合

発病日がじん肺法の規定による作業転換が行われた後である場合に限り、発病日の直前の賃金によって算定した平均賃金相当額が、作業転換直前の賃金によって算定した平均賃金相当額よりも低い場合には、作業転換直前の賃金により算定した平均賃金相当額が給付基礎日額となります。

③ 離職後診断によって疾病の発生が確定した場合

労働者が疾病発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職した後に診断によって疾病の発生が確定した場合は、その診断確定日を算定事由発生日とし、離職時の賃金額に基づいて算定した金額に当該労働者の離職時点から算定事由発生時点までの賃金水準の上昇を考慮して平均賃金を算定することとされています。

④ 最低保障額

前記(1)及び(2)①②③によって、計算した平均賃金相当額が最低保障額の4,210円(平成14年8月1日以降)に満たない場合は、4,210円を給付基礎日額とします。

⑤ 特別加入者の給付基礎日額

特別加入者は一般の労働者と異なり賃金を受けていませんので、特別加入者の給付基礎日額は、最高20,000円から最低3,500円（ただし、家内労働者の場合は、3,000～2,000円の範囲）までの範囲内で特別加入者の希望により、都道府県労働局長が決定することとなっています。

(3) 年金給付基礎日額

年金で支給される保険給付の算定に用いる給付基礎日額のことを年金給付基礎日額といいますが、年金給付基礎日額は、前記(1)(2)で述べた方法によって算定された額がそのまま用いられるのが普通ですが、その額が年齢階層別に定められた最低限度額に満たない場合又最高限度額を超える場合には、その最低限度額又は最高限度額が年金給付基礎日額とされることとなっています。

(4) 休業（補償）給付のスライド制

休業（補償）給付は、負傷や疾病の発生した時に算出した給付基礎日額が基礎となって計算されますが、休業期間が相当長くなりますと賃金額の改訂等により傷病発生当時の給付基礎日額で算出した休業（補償）給付をそのまま支給することが実情にあわないことになりますので、他の労働者の賃金の上がり下がりに応じて給付基礎日額を上下させ、休業（補償）給付を受けている労働者の保険給付の適正化をはかったのがスライド制です。

(5) 長期療養者にかかる休業給付基礎日額への年齢階層別最低・最高限度額の設定

休業（補償）給付についても、年金給付基礎日額と同様に年齢階層別最低・最高限度額制度が導入（平成2年10月1日）されました。

この制度は、療養開始後1年6か月経過した者に支給する休業（補償）給付にかかる休業給付基礎日額に適用されることとなっています。

なお、休業給付基礎日額にかかる年齢階層別最低・最高限度額については、年金たる保険給付と同様、毎年8月から翌年7月までの期間ごとに設定することとされ、その年の7月31日までに告示されることとなっています。（P33参照）

6. 労災保険の保険給付等の種類

(1) 療養（補償）給付

① 療養の給付の範囲

(イ) 診察 (ロ) 薬剤又は治療材料の支給 (ハ) 処置、手術、その他の治療

(ニ) 病院又は診療所への収容 (ホ) 看護 (ヘ) 移送

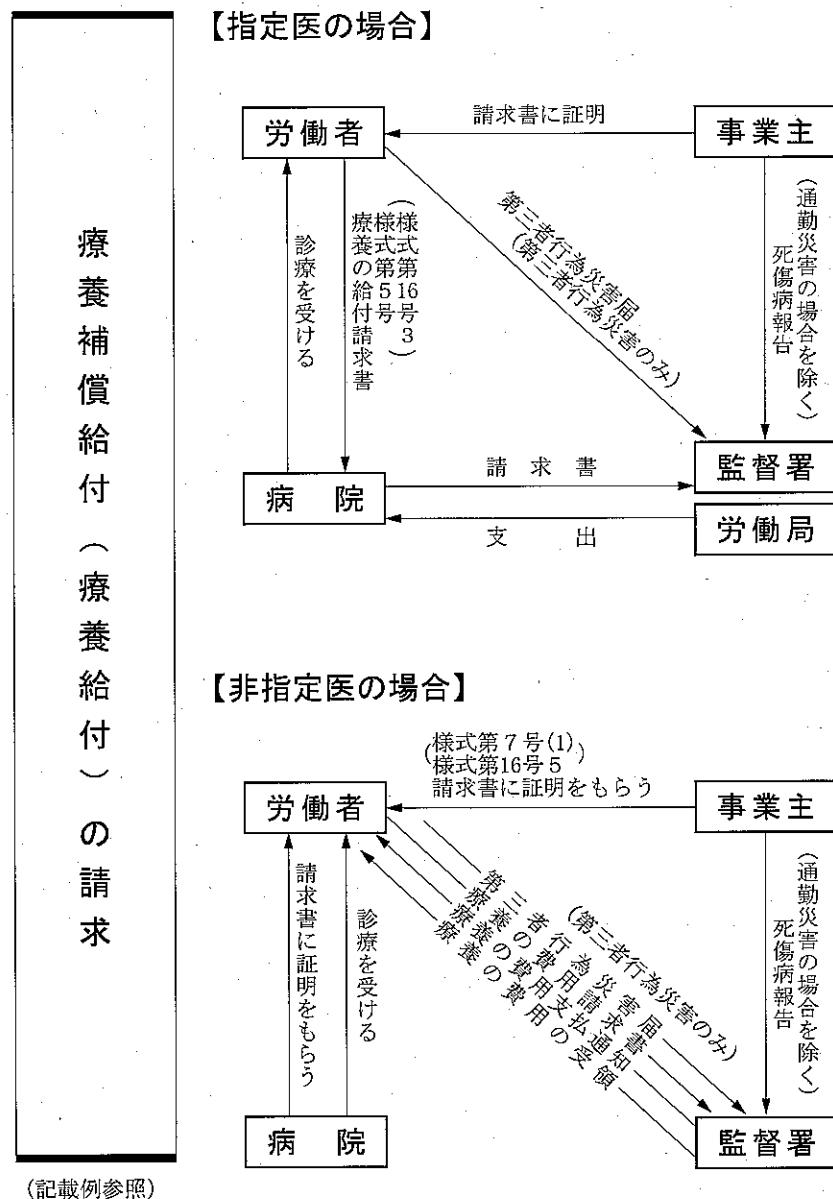
であって政府が必要と認めるものに限られています。

② 転医した場合の手続き

- イ. 指定医療機関→指定医療機関……様式第6号又は様式第16号の4を転医先の医療機関へ
- ロ. 指定医療機関→非指定医療機関……様式第7号又は様式第16号の5により労働基準監督署長に請求する
- ハ. 非指定医療機関→指定医療機関……様式第5号又は様式第16号の3を転医先の医療機関へ

③ 看護料（新看護等の病院を除く）、通院費等の請求の手続き

「指定医療機関、非指定医療機関にかかわらず、療養の費用請求書（様式第7号又は様式第16号の5）に、費用の証明書、領収書を添付し、労働基準監督署長に請求して下さい。



(2) 休業（補償）給付等

① 支給事由

- イ. 業務上災害又は通勤災害により医師等の治療を受けている期間であること
- ロ. 医師等の治療のため労働できなかった期間であること
- ハ. 前記、労働できなかった期間に賃金を受けていないこと

② 給付額

イ. 休業（補償）給付

=給付基礎日額×60/100×休業日数（休業初日から3日間を除く）

休業特別支給金

=給付基礎日額×20/100×休業日数（休業初日から3日間を除く）

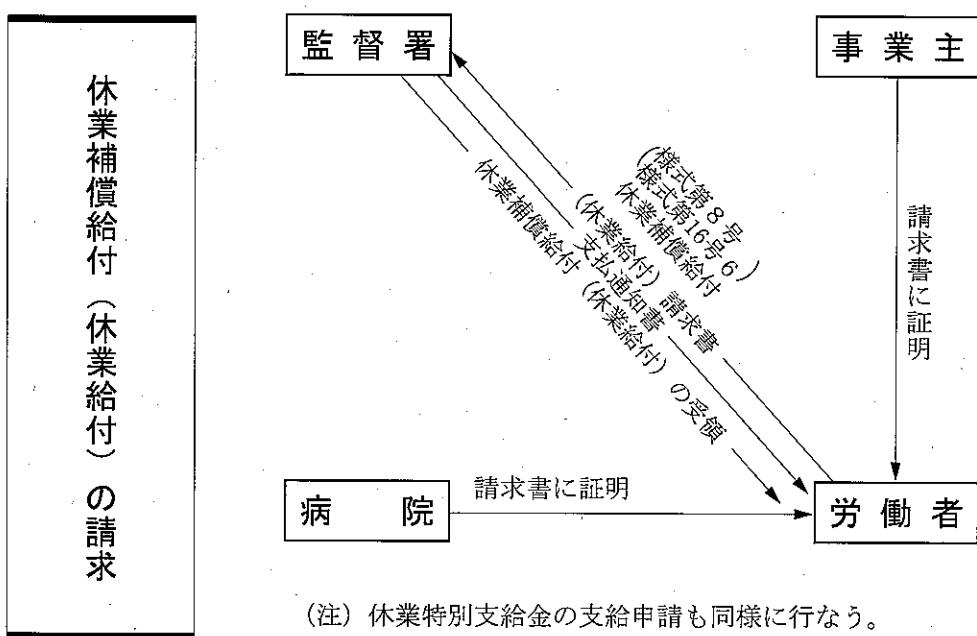
ロ. 労災保険では、休業の初日を含む3日間（待期々間）は支給されません。

なお、業務上災害の場合は、待期々間3日分を、事業主が労働基準法に基づき補償することになります。

ハ. 所定労働時間の一部就労した場合の支給額は、

（給付基礎日額—一部就労に対して支払われた賃金）×60/100

二. 療養開始後1年6ヶ月を経過した被災労働者に支給する休業（補償）給付等に係る休業給付基礎日額に年齢階層別最低・最高限度額が平成2年10月1日から導入されました。



(3) 障害（補償）給付等

① 給付額

イ. 障害（補償）年金=給付基礎日額×何日分

支払回数（支払月）………年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）支払い

ロ. 障害特別年金=算定基礎日額×何日分

支払回数（支払月）………年6回支払い（上記イ.に同じ）

ハ. 障害（補償）一時金=給付基礎日額×何日分

二. 障害特別一時金=算定基礎日額×何日分

ホ. 障害等級（給付日数）

障害（補償）年金

$$\left\{ \begin{array}{l} 1\text{級 (313日分)} \\ 2\text{級 (277日分)} \\ 3\text{級 (245日分)} \\ 4\text{級 (213日分)} \\ 5\text{級 (184日分)} \\ 6\text{級 (156日分)} \\ 7\text{級 (131日分)} \end{array} \right\}$$

障害（補償）一時金

$$\left\{ \begin{array}{l} 8\text{級 (503日分)} \\ 9\text{級 (391日分)} \\ 10\text{級 (302日分)} \\ 11\text{級 (223日分)} \\ 12\text{級 (156日分)} \\ 13\text{級 (101日分)} \\ 14\text{級 (56日分)} \end{array} \right\}$$

ヘ. 特別支給金（定額）

1級……342万円、2級……320万円、3級……300万円

4級……264万円、5級……225万円、6級……192万円

7級……159万円、8級……65万円、9級……50万円

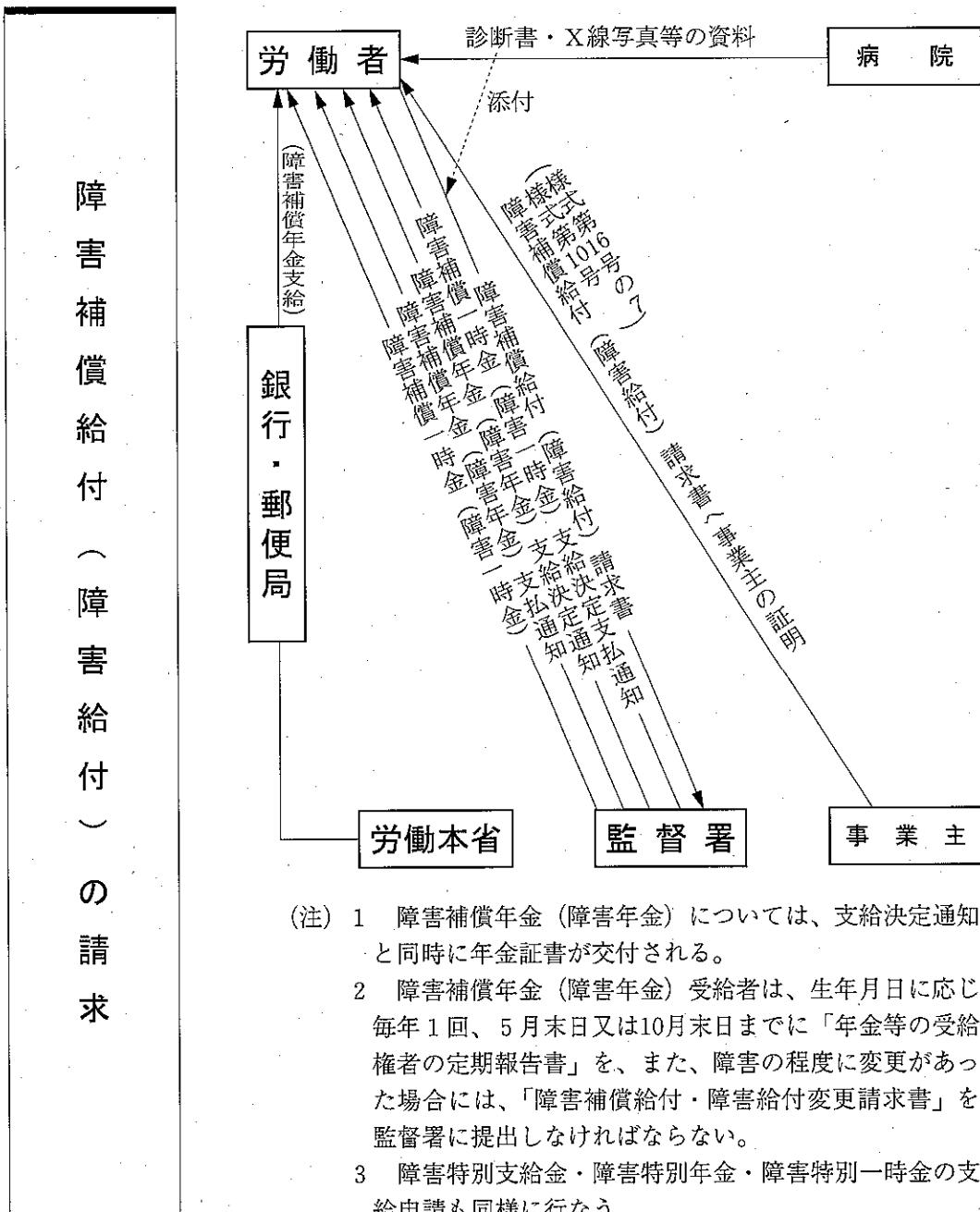
10級……39万円、11級……29万円、12級……20万円

13級……14万円、14級……8万円

（注）上記（ホ、ヘ）の給付日数及び定額は併合等級など特別な場合には異なることがあります。

② 算定基礎日額

負傷又は発病の日以前1年間に支払われたボーナス等の額（給付基礎日額×365日×20/100又は150万円のいずれか少ない方の額を限度）×1/365



- (注) 1 障害補償年金（障害年金）については、支給決定通知と同時に年金証書が交付される。
 2 障害補償年金（障害年金）受給者は、生年月日に応じ毎年1回、5月末日又は10月末日までに「年金等の受給権者の定期報告書」を、また、障害の程度に変更があった場合には、「障害補償給付・障害給付変更請求書」を監督署に提出しなければならない。
 3 障害特別支給金・障害特別年金・障害特別一時金の支給申請も同様に行なう。

(4) 遺族（補償）給付等

① 遺族（補償）年金等

イ. 受給資格及び受給権の順位

労働者の死亡当時、その収入によって生計を維持していたものであって

(イ) 妻又は60才以上若しくは障害（労災保険の障害第5級程度以上）の夫

- (ロ) 18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は障害の子
 - (ハ) 60才以上又は障害の父母
 - (ニ) 18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は障害の孫
 - (ホ) 60才以上又は障害の祖父母
 - (ヘ) 18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること若しくは60才以上又は障害の兄弟姉妹
 - (ト) 55才以上60才未満の夫
 - (チ) 55才以上60才未満の父母
 - (リ) 55才以上60才未満の祖父母
 - (ヌ) 55才以上60才未満の兄弟姉妹
- 60才になるまで年金の支給が停止されます。

ロ. 遺族（補償）年金＝給付基礎日額×何日分

支払回数（支払月）………年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）支払い

ハ. 遺族特別年金＝算定基礎日額×何日分

支払回数（支払月）………年6回支払い（上記ロ. と同じ）

受給資格者	1人の場合	153日分	（55才以上の妻又は障害の妻の場合175日分）
タ	2人	タ 201 タ	
タ	3人	タ 223 タ	
タ	4人以上	タ 245 タ	

② 遺族（補償）一時金等

イ. 受給資格及び受給権の順位

遺族（補償）年金の受給資格がなく、次にあげる遺族のうち最先順位者に支給されます。

(イ) 配偶者

(ロ) 労働者の死亡当時、その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母

(ハ) その他の子、父母、孫及び祖父母

(二) 兄弟姉妹

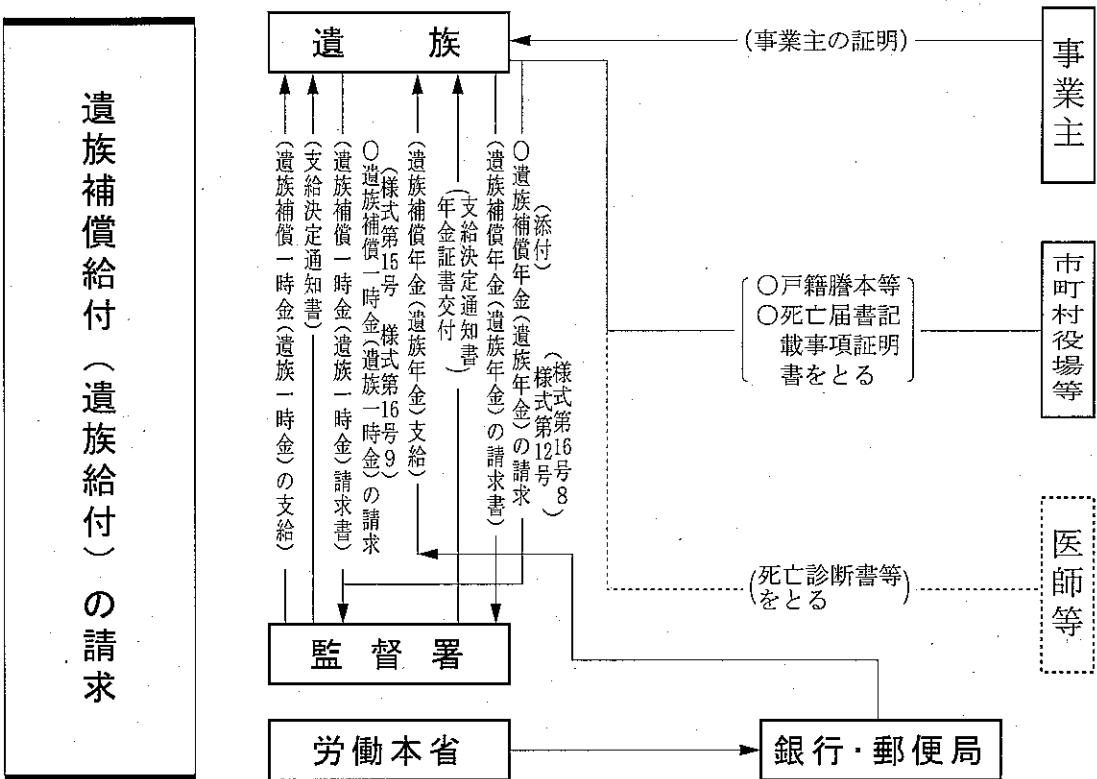
ロ. 遺族（補償）一時金＝給付基礎日額×1,000日分

遺族特別一時金＝算定基礎日額×1,000日分

③ 遺族特別支給金………300万円（定額）

④ 算定基礎日額

負傷又は発病の日以前1年間に支払われたボーナス等の額（給付基礎日額×365日×20/100又は150万円のいずれか少ない方の額を限度）×1/365



(注)

- 遺族補償年金（遺族年金）を請求する場合には、次に掲げる書類を添付すること。
 1. 請求人及び遺族について労働者の死亡当時、労働者の収入によって生計を維持していたことを証明できる書類
 2. 請求人及び遺族が同一の生計にあることを証明する書類
 3. 請求人又は遺族が、死亡した労働者と婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
 4. 請求人及び遺族のうち障害の状態にあることにより、年金受給資格を有する者については、その者が労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にあることが証明できる医師の診断書等
- 遺族補償一時金（遺族一時金）を請求する場合には、次に掲げる書類を添付すること。
 1. 請求人が死亡した労働者と婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
 2. 請求人が死亡した労働者の収入によって生計を維持していた者であるときは、その事実を証明することができる書類
- 遺族特別支給金・遺族特別年金・遺族特別一時金の支給申請も同時にを行うこと。
- 死亡届書記載事項証明書とは、労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書・死体検査書若しくは検死調書に記載してある事項についての市町村長の証明書です。——交付依頼書は所轄の監督署へ申し出下さい。(医師記載の死亡診断書等でもよい。)

(5) 葬祭料（葬祭給付）

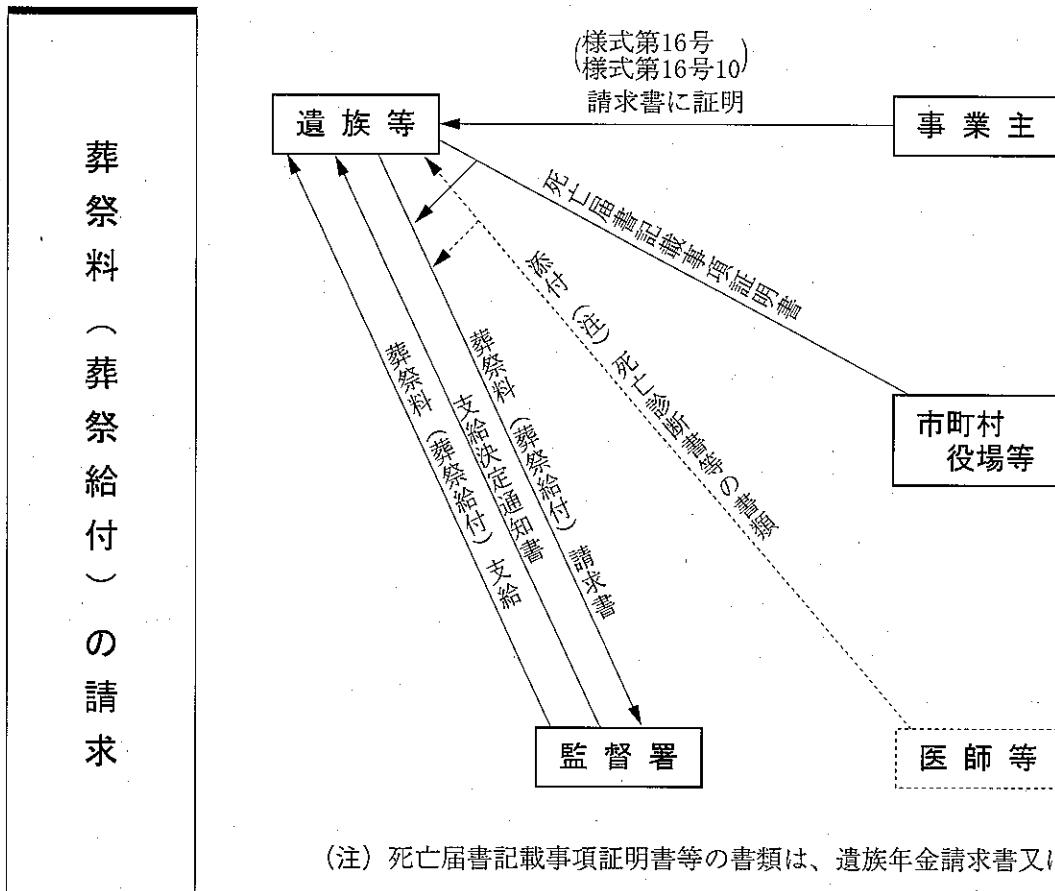
① 葬祭料（葬祭給付）は、葬祭を行った者に支払われます。（通常は遺族です）

② 給付額は、次の計算により算出された額の多い方が支給されます。

イ. 315,000円（平成12年4月1日以降）+給付基礎日額×30日分

ロ. 給付基礎日額×60日分

葬祭料（葬祭給付）の請求



(注) 死亡届書記載事項証明書等の書類は、遺族年金請求書又は遺族一時金請求書が提出されている場合には添付を要しない。

(6) 傷病（補償）年金等

業務上又は通勤により負傷又は疾病の療養開始後1年6ヵ月を経過した日、又はその日以降において、当該負傷又は疾病が治らず、それによる障害の程度が、労災保険法施行規則に定める傷病等級（1級～3級）に該当し、その状態が継続している場合に支給されます。この場合、療養（補償）給付は継続して行われますが、休業（補償）給付は支給されなくなります。

なお、傷病等級に該当しない場合は、引続き休業（補償）給付が支給されます。

傷病（補償）年金の支給については、他の保険給付と異なり被災労働者の請求をまつことなく、傷病の状態等に関する届等により労働基準監督署長が決定することとなっています。

(7) 介護（補償）給付

障害（補償）年金又は傷病（補償）年金を受ける権利を有する労働者が、これらの年金の支給事由となる障害であって労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（ただし、身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として労働大臣が定めるものに入所している間又は病院若しくは診療所に入院している間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて介護（補償）給付が行われます。

(8) 二次健康診断等給付

平成13年4月1日より新たに施行された制度で詳細は48ページをご覧下さい。

7. 各請求書等に係る押印及び事業主証明の見直しの取扱い

(1) 労災保険についての請求書等の事業主の氏名（法人その他の団体であるときは代表者の氏名）記入欄、請求人（申請人）の氏名記入欄及び診療担当者欄等の取扱いが、平成11年1月から変更され、記名押印又は自筆による署名のいずれか選択できることとなりました。

署名とは、労災保険における請求書等に係る事業主の氏名（法人その他の団体であるときは代表者の氏名）記入欄、請求人（申請人）の氏名記入欄及び診療担当者氏名記入欄等に本人が自筆したものです。

また、記名とは、それぞれの記入欄等にゴム印を使用した場合又は事務担当者等の本人以外の人が手書きした場合をいいます。

(2) 労災保険についての請求書及び届書の事業主証明の取扱が次のように変更されました。

① 様式第7号(1)(2)(3)(4)(5)…………療養補償給付たる療養の費用請求書

　　様式第8号……………休業補償給付支給請求書・休業特別支給金申請書

　　様式第16号の6……………休業給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書

の事業主の証明は、第2回目以後の請求（申請）が離職後である場合は必要がなくなりました。

なお、離職後であっても、その請求が初回である場合及び離職前の期間を含む場合には、これまでと同様に事業主の証明が必要です。

② 様式第6号……………療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届

　　様式第16号の4……………療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届

の事業主の証明は、届出の提出が離職後である場合は必要がなくなりました。

また、様式第16号の5(1)(2)(3)(4)(5)療養給付たる療養の費用請求書は、これまでも第2回目以降の請求の場合には、事業主の証明は必要としないこととされており取扱の変更はありません。

8. 「傷病が治ったとき」とする取扱い

労災保険で「傷病が治ったとき」とは、療養の必要がなくなったことをいい、必ずしも傷病が根治したとか、完全にもとの状態に戻ったとかいう意味ではなく、なんらかの症状が残っても、その症状が固定し、もはや医療効果も期待できず、療養の余地がなくなった状態をいいます。

したがって、負傷にあっては創面がゆき着したとき、また疾病にあっては、急性症状が消退し慢性症状は持続しても、医療効果を期待し得ない状態となったときとなります。この結果として残された後遺障害については、その程度により障害（補償）給付の対象となります。

また、必要に応じ、労働福祉事業としてのアフターケアも行われます。

9. 「再発」の取扱い

傷病が症状固定となった後において、次のいずれの要件も満たす場合には、当初の負傷又は疾病が再発したとして、労災保険から給付が受けられます。

- (1) 症状固定の時の状態からみて、明らかに症状が悪化していること。
- (2) その症状の悪化が、当初の傷病と相当因果関係があると認められること。
- (3) 治療を行えば、その症状の改善が期待できると医学的に認められること。

[認められない場合]

- ・障害（補償）給付を受けた後、義肢装着のための断端部の再手術、顔面醜状の軽減のための整形手術、局部の神経症状を早期に消退させるための理学療法等→外科後処置診療（労働福祉事業）

[請求手続]

- ・様式第5号（通災の場合は様式第16の3）に「再発認定資料」を添えて労災指定医療機関経由で労働基準監督署長に提出して下さい。

10. 第三者行為災害とは

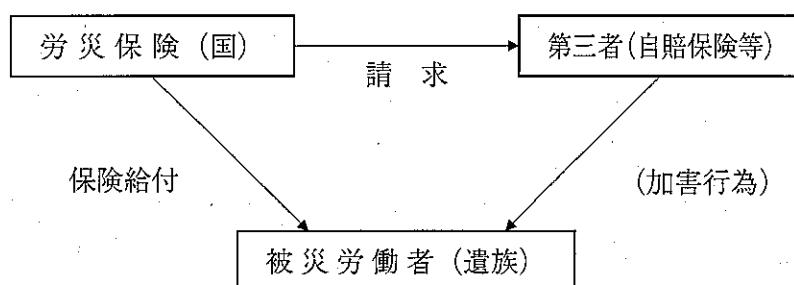
- (1) 労働者が外勤勤務などの仕事のために道路を歩いている時、あるいは通勤途上に、自動車にはねられたり、ビル建設の現場で誤って落した建築材料の下敷きになって、負傷したり死亡することがあります。このように、被災労働者やその事業主以外の者による不法行為によって発生した業務災害又は通勤災害を、労災保険では第三者行為災害と呼んでいます。
(注.1)
- (2) 第三者行為災害の場合、被災労働者やその遺族はその死傷等について労災保険の保険給付を受け

することができるのももちろんですが、その災害を発生させた第三者からも民法上の損害賠償を受けることができますし、さらにその災害が自動車事故によるものである場合は、自賠保険の損害賠償を受けることもできます。

しかし、一つの損害について、二重、三重の補償を受けることは不合理であることから、労災保険では保険給付と損害賠償との調整をすることになっています。

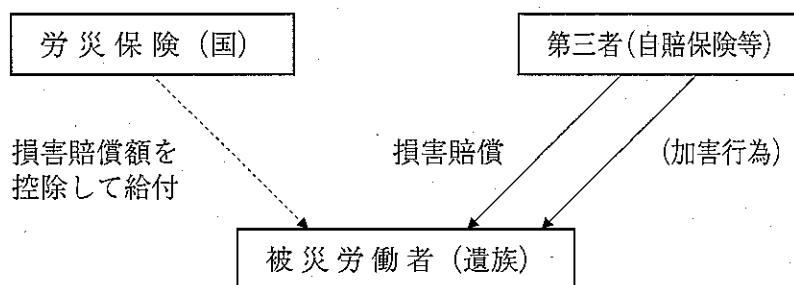
① 労災保険給付を先に受けた場合 [労災保険法第12条の4の1項]

第三者からの損害賠償より先に、労災保険の保険給付を行った場合は、受給者が第三者に対してもっている損害賠償請求権を保険給付した価格の限度で、国が取得して、受給者に代って第三者に損害賠償の請求をします。



② 第三者から損害賠償を先に受けた場合 [労災保険法第12条の4の2項]

労災保険の保険給付より先に、第三者から損害賠償を受けた場合は、その額を控除して、労災保険から給付します。



(3) 第三者行為災害の必要な手続き

第三者行為災害について保険給付を受けるには、各種保険給付の請求書を労働基準監督署へ出す前に、「第三者行為災害届」を提出しなければいけません。(労災保険法施行規則第22条) このほか「交通事故証明書」や「念書」等も添付することになっています。

第三者行為災害関係提出書類

書類名	交通事故による災害	交通事故以外の事由による災害	提出部数	備考	様式及 記載例
第三者行為災害届	○	○	2		記載例参照 (P42~)
添付書類	「交通事故証明書」又は 「交通事故発生届」	○	—	1 自動車安全運転センターの証明がもらえない場合は「交通事故発生届」	
	念書	○	○	2	記載例参照 (P46)
	示談書の謄本又はその写し	○	○	1 示談が行われた場合	
	自賠責保険等の損害賠償額等 支払証明書又は保険金支払通知書	○	—	1 仮渡金又は賠償金を受けている場合	
	死体検査書又は死亡診断書	○	○	1 死亡の場合のみ	
	戸籍謄本又は抄本	○	○	1 死亡の場合のみ	

[注意すべき事項]

- ・自賠保険の損害賠償と労災保険の保険給付とでは、原則として自賠保険を先行します。
- ・加害者と示談を行う場合には、その内容によっては保険給付が受けられなくなるなど大きな影響がありますので、必ず前もって所轄労働基準監督署に相談して下さい。
- なお示談が成立した場合には、必ず示談書の写しを提出して下さい。
- また、加害者側から金品をうけたときは、受領の年月日・内容・金額（評価額）をもれなく届け出て下さい。

(注) 1) 不法行為とは：

- 「故意又は過失に因り他人の権利を侵害したものこれにより生じたる損害の賠償の責任を負う」(民法第709条)に該当するような加害行為を言う。
- その他、次のような場合等もあります。
 - ・土地の工作物の設置又は保存に瑕疵ある為他人に損害を生じたる時その占有者又は所有者は損害の賠償の責任を負う(民法第717条)。
 - ・動物の占有者又は所有者はその動物が他人に加えたる損害の賠償の責任を負う(民法第718条)。
 - ・共同不法行為(民法第719条)。

11. 労災保険の特別加入

(1) 特別加入制度のあらまし

労災保険は、労働者の災害に対する保護を主な目的とする制度ですから、事業主、自営業者、家族従事者などの災害は、本来ならば保護の対象とはならないものとされています。

しかしながら、中小事業主、自営業者、家族従事者などのなかにはその業務や通勤の実態、災害発生状況等から見て労働者に準じて保護するにふさわしい者がいます。

また、海外の事業場に派遣された労働者についても、外国の制度の適用範囲や給付内容が十分でないために、我が国の労災保険による保護が必要な者がいます。そこでこれらの者に対しても、労災保険本来の建前をそこなわない範囲で労災保険の利用を認めようとするのが特別加入の制度です。

(2) 特別加入者の範囲

① 中小事業主及びその者が行う事業に従事する者（家族従事者、法人の役員で労働者でない者）
常時300人（金融業、保険業、不動産業又は、小売業は50人、卸売業又はサービス業の場合は100人）以下の労働者を使用する事業主であること。

② 一人親方その他の自営業者とその者が行う事業に従事する者

- イ. 自動車を使用して旅客又は貨物の運送の事業を行う者
- ロ. 建築の事業を行う者
- ハ. 漁船による水産動植物採捕の事業を行う者
- ニ. 林業の事業を行う者
- ホ. 医薬品の配置販売の事業を行う者
- ヘ. 再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業を行う者

③ 特定作業従事者

- イ. 農業の事業（経営耕地面積が2ヘクタール以上又は農業生産物販売額が300万円以上のもの）
で危険性が高い作業を行う者
- ロ. 指定農業機械作業従事者
- ハ. 国又は地方公共団体が実施する訓練として行われる作業に従事する者
- ニ. 国又は地方公共団体が実施する訓練として行われる作業で技能を習得させるための職業訓練
で事業主に委託された者
- ホ. 家内労働者等
- ヘ. 労働組合の一人専従役員
- ト. 介護作業従事者

④ 海外派遣者

- イ. 国際協力事業団等開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から開発途上地域で行われている事業に派遣される者
- ロ. 日本国内で行われている事業（有期事業を除く）から海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業等海外で行われる事業に派遣される者
- ハ. 国内の労働者が、国外において、労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業に従事するため事業主その他労働者以外の者として派遣される者

(3) 特別加入の申請手続き

① 中小事業主等の場合

- イ. 中小事業主が行う事業について、保険関係が成立していることが必要であり、かつ、その労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託しなければなりません。
- ロ. 「特別加入申請書（中小事業主等）」を労働基準監督署長を経由して、都道府県労働局長に提出し、承認を受けなければなりません。
- ハ. 中小事業主及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者全員を包括して加入することが必要です。

② 一人親方その他の自営業者等の場合

一人親方等が特別加入するためには、まず、それらの者が構成員となる団体を作り、この団体が「特別加入申請書（一人親方等）」を労働基準監督署長を経由して、都道府県労働局長に提出し、承認を受けなければなりません。

なお、この申請書には定款、規約等その団体の目的、組織、運営などを明らかにする書類、並びに業務災害の防止に関する措置及び事項の内容を記載した書類を添付しなければなりません。

③ 特定作業従事者の場合

一人親方その他の自営業者等の場合と同じです。

④ 海外派遣者の場合

- イ. 労災保険の保険関係が成立していることが、前提となります（有期事業だけを行っている事業は除かれます）。
- ロ. 派遣元の団体又は事業主が「特別加入申請書（海外派遣者）」を労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、その承認をうけなければなりません。

(4) 特別加入の承認

これまででは、特別加入の申請に対する承認の日及び特別加入の変更の届出に対する変更決定日は、

申請書または変更届が提出された日の翌日となっていましたが、平成11年4月1日以降からは、申請書または変更届を提出した日の翌日から14日の範囲内で希望する日を選ぶようになりました。

また、特別加入の脱退申請についても、脱退申請に対する承認日がこれまで脱退申請書を提出した日となっていたのが、脱退申請書を提出した日から14日の範囲内で希望する日を選べるようになりました。

(5) 加入時健康診断

特別加入することができる者のうち、中小事業主等並びに、一人親方その他の自営業者等及び特定作業従事者については、特別加入の申請に際し、これらの者が特別加入者として行う業務又は作業が一定の業務（粉じん作業を行う業務・身体に振動を与える業務・鉛業務・有機溶剤業務）に該当し、これらの者が一定の業務歴を有する場合は、都道府県労働局長に健康診断書を提出する必要があります。

(6) 特別加入者の保険給付等

特別加入者も労働者とみなされますので、労働者と同様の保険給付を受けることができますが、その前提である業務遂行性（本書3の(1)P2で説明）の認定に一定の制限（条件）があります。

休業（補償）については、全部労働不能であることが支給事由です（なお、最低保障額の適用やボーナス等を基礎とする取扱いはありません）。

12. 労働福祉事業

(1) 外科後処置

保険給付の対象とならない義肢装着のための断端部の再手術や顔面醜状の軽減のための整形手術など、労働能力の回復や社会復帰の促進、醜状軽減を目的として、傷病治ゆ後に障害（補償）給付を受けた者に対し、その申請にもとづいて行われる処置です。

(2) 義肢等の支給

身体に障害を残した者で、必要があると認められる者に対し、その申請にもとづき義肢、装具、義眼、眼鏡、車いす、収尿器、かつら、介助リフターなどが支給されます。

(3) 温泉保養

身体に障害が残った者に対して、保養の場を提供するもので、原則として第8級以上の障害（補償）給付を受けた者に、その申請にもとづき認められます。内容は1障害につき1回限り、1回の保養日数は7日（6泊）以内であり、この間に必要な宿泊料、食事料等の費用が直接旅館等に支払われます。

(4) 労災就学等援護費

① 労災就学援護費

遺族並びに、重度障害を受けた者及びその家族の者が安心して学業を続けることができるよう
に、年金給付のほかに学資の援助をする制度です。支給の対象となるものは遺族（補償）年金、
障害等級第1級から第3級までの障害（補償）年金、若しくは傷病（補償）年金の受給者〔傷病
（補償）年金の受給者については、その病状が特に重篤なものに限る。〕で、在学者である者及
びこれらの年金の受給者であって在学者である子と生計を同じくしている者、及び訓練施設在校
者です。

② 労災就労保育援護費

年金の受給者又はその家族で就労のため要保育児を保育所、幼稚園等に預けており、保育にか
かる費用の援護の必要があると認められる者に対して支給されます。

なお、支給の対象は、前記、労災就学援護費の場合と同じです。

(5) アフターケア

業務災害又は通勤災害により、次の傷病にり患した者で、その症状が固定したものにあっては、
症状固定後においても後遺症状に動搖をきたす場合が見られること。後遺障害に付随する疾病を発
症させるおそれがあることなどにかんがみ、アフターケアとして必要に応じ、診察、保健指導、保
健のための処置、検査及び保健のための薬剤の支給を行い、当該労働者の労働能力の維持回復を図
るものです。

なお、対象者には労働局から「健康管理手帳」が交付されます。

そして、手帳の有効期限が経過した者に対し、医学的にアフターケアを継続する必要がある場合
には、申請にもとづき手帳が更新されます。

① 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症

………炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について療養補償給付を受けていた者であって中毒症が
治ったもの

② せき・髄損傷者

………イ. 障害等級第3級以上の障害（補償）給付を受けている者又は受けると見込まれる者（傷
病が治ゆした者に限る）
ロ. 障害等級第4級以下でも医学的に特に必要と認める者

③ 頭頸部外傷症候群等

………イ. 次に掲げる傷病にり患した者であって障害等級第9級以上の障害（補償）給付を受け
ている者又は受けると見込まれる者（傷病が治ゆした者に限る）

- ① 頭頸部外傷症候群
- ② 頸肩腕症候群
- ③ 一酸化炭素中毒症（炭鉱災害によるものを除く）
- ④ 外傷による脳の器質的損傷
- ⑤ 腰痛
- ⑥ 減圧症

ロ. 上記イに掲げる傷病にり患した者であって障害等級第10級以下の障害（補償）給付を受けている者でも医学的に特に必要と認める者。

④ 尿道狭さく

………尿道断裂、骨盤骨折等により尿道外傷を被り、当該傷病が治ったとき尿道狭さくの障害を残す者であって、当該障害に関し、障害（補償）給付を受けている者又は受けると見込まれる者（傷病が治ゆした者に限る）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者。

⑤ 慢性肝炎

………ウイルス肝炎にり患し、療養（補償）給付を受けたが、慢性肝炎となり治療の結果肝機能検査値が改善し、その後動搖が認められず、さらに運動負荷によってもその数値に増悪が認められない者。すなわち、当該慢性肝炎の症状が固定したと認められる者。

⑥ 白内障等の眼疾患

………イ. 白内障、緑内障、網膜剥離、角膜疾患等の眼疾患の傷病者であって、障害（補償）給付を受けている者又は受けると見込まれる者（傷病が治ゆした者に限る）のうち医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者。

ロ. 医学的に特に必要があると認めるときは、眼疾患の傷病者であって障害（補償）給付を受けていない者（傷病が治ゆした者に限る）についてもアフターケアを行うことができるものとする。

⑦ 振動障害

………振動障害の疾病者であって、障害補償給付を受けている者、又は受けると見込まれる者（傷病が治ゆした者に限る）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者。

⑧ 大腿骨頸部骨折、股関節脱臼・脱臼骨折

………イ. 大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折の傷病者であって、障害（補償）給付を受

けている者又は受けと見込まれる者（傷病が治ゆした者に限る）のうち医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者。

口、医学的に特に必要があると認めるときは障害（補償）給付を受けていない者（傷病が治ゆした者に限る）についてもアフターケアを行うことができる。

⑨ 人工関節・人工骨頭置換

………人工関節及び人工骨頭を置換した者であって、障害（補償）給付を受けている者又は受けと見込まれる者（傷病が治ゆした者に限る）のうち医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者。

⑩ 慢性化膿性骨髓炎

………骨折等により化膿性骨髓炎を併発し、引き続き慢性化膿性骨髓炎に移行した者で、原則として労災保険法による障害（補償）給付を受けている者又は受けと見込まれる者（傷病が治ゆした者に限ります。）のうち、医学的にアフターケアの実施が必要であると認められる者。

⑪ 虚血性心疾患等

………虚血性心疾患にり患した者であって障害等級第9級以上の障害補償給付を受けている者又は受けと見込まれる者。

⑫ 尿路系腫瘍

………尿路系腫瘍にり患し、労災保険法による療養補償給付を受けていた者で、当該傷病の病状が固定したと認められる者。

⑬ 脳血管疾患

………脳血管疾患にり患し、脳の血管性病変に由来する器質的損傷による後遺症状が残存した者で、障害等級第9級以上の障害補償給付を受けている者又は受けと見込まれる者。

⑭ 有機溶剤中毒等

………有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒症を除く）により脳に器質的損傷が出現した者で、障害等級第9級以上の障害（補償）給付を受けている者又は受けと見込まれる者。

⑮ 外傷による末梢神経損傷

………外傷により末梢神経を損傷し症状固定後もRSDの激しい疼痛が残存する者で、障害等級第12級以上の障害（補償）給付を受けている者又は受けと見込まれる者。

⑯ 热 傷

.....熱傷の傷病者で、障害等級第12級以上の障害（補償）給付を受けている者又は受けと見込まれる者。

⑰ サリン中毒

.....サリン中毒により療養（補償）給付を受けていた者であって、治ゆ後に視覚障害や心的外傷後ストレス障害等が残存する者。

⑱ 精神障害

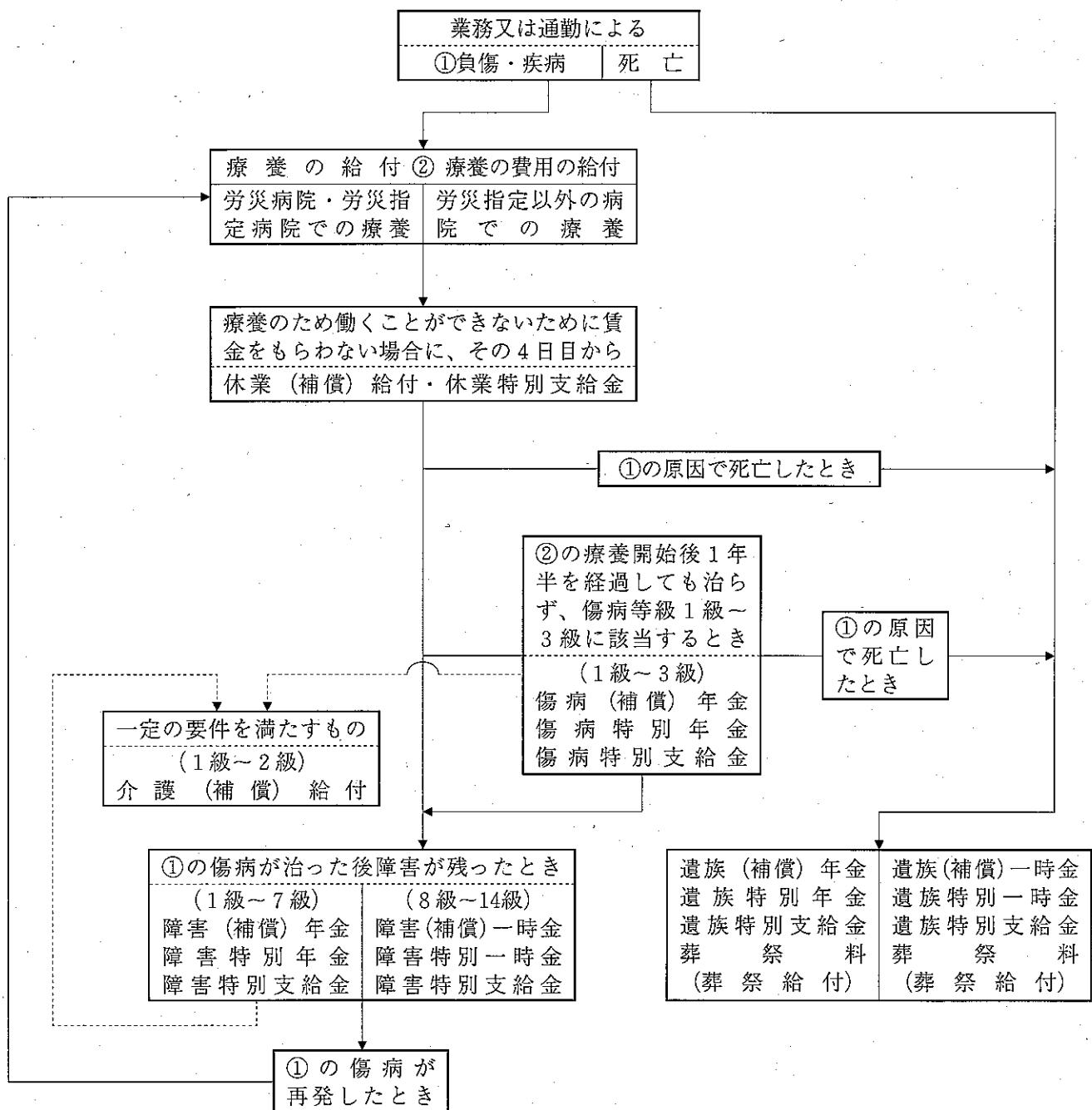
.....業務による心理的負荷を原因として精神障害を発病し、療養補償給付を受けていた者であって、この症状が固定したもののうち、抑うつ、意欲低下、記憶障害等が残存する者。

13. 時 効

保険給付の種類	消滅時効	時 効 の 起 算 日
療養（補償）給付	2年	療養の費用の給付は、その費用を支払った日の翌日から
休業（補償）給付	2年	休日の日ごとにその翌日から
障害（補償）給付	5年	傷病が治った日の翌日から
障害（補償）年金 差額一時金	5年	障害（補償）年金の受給権者が死亡した日の翌日から
遺族（補償）給付	5年	死亡した日の翌日から
遺族（補償）年金 前払一時金	2年	死亡した日の翌日から
障害（補償）年金 前払一時金	2年	傷病が治った日の翌日から
葬祭料 (葬祭給付)	2年	死亡した日の翌日から
傷病（補償）年金	なし	政府が職権で給付決定するもので請求行為はないので時効はない。 ただし、支払期月ごとに生ずる支払請求権（支分権）の時効は5年 (会計法第30条)
介護（補償）給付	2年	介護を開始した日の属する月の翌月の1日から

(参考資料)

労災保険の保険給付の流れ図



労災保険の保険給付等の内容と手続き

こんなときは		給付の種類		保険給付額		特別支給金		手続き					
傷病にかかる	労災保険指定病院にかかったとき	療養補償給付(業務災害)		無料で診療が受けられる。但し、政府が必要と認めるものに限る。		療養の給付請求書 (様式 5 16-3)		病院へ	所轄労働基準監督署へ				
	非指定の病院にかかったとき	療養給付(通勤災害)		政府が必要と認めた額を支給する。									
	傷病の療養のため休業し賃金を受けないとき	休業補償給付(業務災害) 休業給付(通勤災害) (休業4日以降)		給付 1日に 60%	給付基礎日額の 1日に 20%								
治ゆしたときに障害等級表に定める身体障害が残ったとき	障害補償給付(業務災害) 障害給付(通勤災害)	年金(1級~7級)	313日分 1年に 245日分	算定基礎日額の 313日分 1年に 245日分	114万円 100万円	傷病の状態等に関する届 (様式 16-2) 傷病の状態等に関する報告書 (様式 16-11)		障害補償給付請求書 (様式 10) 障害給付支給請求書 (様式 16-7)	所轄労働基準監督署へ				
		一時金(8級~14級)	313日分 1年に 131日分	313日分 1年に 131日分	342万円 8万円								
		503日分 56日分	503日分 56日分										
		障害補償年金前払一時金(業務災害) 障害年金前払一時金(通勤災害)	1,340日分(障害1級)から560日分(障害7級)を限度に受給者の選択する額			障害補償年金 障害年金前払一時金請求書 (年金申請様式10)							
	障害補償年金差額一時金(業務災害) 障害年金差額一時金(通勤災害)		障害の程度に応じ定められた額(給付基礎日額1,340日分(障害1級)から560日分(障害7級))から、すでに支払われた障害(補償)年金の合計額を差し引いた額	障害の程度に応じ定められた額(算定基礎日額の1,340日分から560日分)から、すでに支払われた障害特別年金の合計額を差し引いた額		障害補償年金差額一時金支給請求書 障害年金差額一時金支給請求書 障害特別年金差額一時金支給申請書 (様式 37-2)		障害補償年金支給請求書 (様式 16-8) 遺族(補償)一時金支給請求書 (様式 16-9)	所轄労働基準監督署へ				
	遺族補償給付(業務災害) 遺族給付(通勤災害)	年金	245日分 1年に 153日分	算定基礎日額の 245日分 1年に 153日分	300万円								
		一時金	1000日分	1000日分									
	遺族補償年金前払一時金(業務災害) 遺族年金前払一時金(通勤災害)		1,000日分、800日分、600日分、400日分、200日分のうち、受給者の選択する額			遺族補償年金 遺族年金前払一時金請求書 (年金申請様式1)							
	葬祭料(業務災害) 葬祭給付(通勤災害)		60日分又は30日分+315千円 (注)315千円は平成12年4月1日より			葬祭料(葬祭給付) 請求書 (様式 16-10)							
死亡したとき	介護(補償)給付		月を単位として、労働大臣が定める額			介護(補償)給付請求書 (様式 16-2-2)		病院へ	所轄労働基準監督署へ				
	二次健康診断等給付		詳細については本文48頁をご覧下さい。										

○各請求書は最寄りの労働基準監督署にあります。

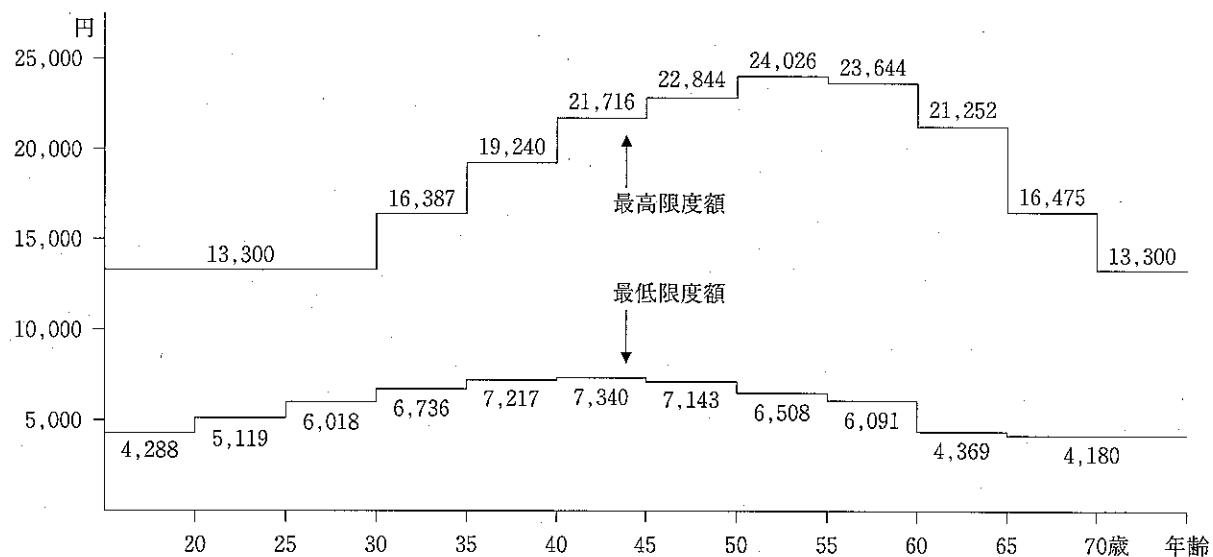
年齢階層別の最低限度額及び最高限度額

(平成15年8月～平成16年7月)

1. 根拠条文 法第8条の2第2項、第8条の3第2項、則第9条の4第6項
2. 適用期間 平成15年8月～平成16年7月
3. 年齢は、被災労働者の8月1日における満年齢をもって同月から1年間の年齢とします。
又、遺族（補償）年金の場合は被災（死亡）労働者が生存していると仮定したときの8月1日の満年齢とします。

年金給付基礎日額に係る年齢階層別最低限度額及び最高限度額（平成15年8月改定）

年金給付基礎日額



療養補償給付たる療養の給付請求書

裏面に記載してある注意
事項をよく読んだ上で、
記入してください。

0	5	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
1	6	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	リ	ン	
2	7	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル	
3	8	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	レ	・	
4	9	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	-

帳票種別	① 管轄局署	② 業種別	③ 保留	④ 受付年月日	⑤ 府県所掌管轄基幹番号	枝番号	⑥ 处理区分	⑦ 支給・不支給決定年月日
* 34550	/ / / /	1 3通	1 全セ 3金給付	年 月 日	3310128722		*	年 月 日
標準字体で記入してください。								
番号	年金記録番号記入欄	性別	⑨ 労働者の生年月日	⑩ 負傷又は発病年月日	⑪ 再発年月日	⑫ 三者	⑬ 特疾	⑭ 特別加入者
1男 3女	1 1965年1月23日	1 1960年12月18日	1 1965年1月23日	1 1960年12月18日	1 1965年1月23日	1 自 3男 5他	1 特定 疾患	1 特別加入者
労 働 者 の 職 種	ヤマタ	イチロウ	山田一郎	(00歳)	⑮ 負傷又は発病の時刻	午前 11時30分頃	⑯ 災害発生の事実を確認した者の姓名、氏名	現認者の姓名 氏名を記入して下さい。
者	岡山市弓之町6-6	住 所	職名	班長	氏名	宮田六一	の	
勤	フレスエ	職種						
者	フリガナ オカヤマシユミチヨウ	の	の	の	の	の	の	の
の	災害の原因及び発生状況	⑩ どのような場所で ⑪ どのような作業をしているときに ⑫ どのような物又は環境に ⑬ どのような不安全な又は有害な状態がって ⑭ どのような災害が発生したかを詳細に記入すること	⑮ 負傷又は発病の時刻	午前 11時30分頃	⑯ 災害発生の事実を確認した者の姓名、氏名	現認者の姓名 氏名を記入して下さい。		
の	フレス工場内において 180t フレス作業をすべく材料(重ねた鉄板重 65kg)を同僚と2人で移動していくところ呼吸が合わず材料を落した為コンクリート床面との間で左手第2・3・4・5指をはさまれ致傷したもの							
の	事業の名称	○○附属○○病院	電話番号	000 7711	局番			
の	指定病院等の所在地	岡山市○△12-1-800	郵便番号	700-0000	局番			
の	傷病の部位及び状態	左手中指基節骨骨折 左手中・薬・小指挫傷						
の	⑭の者については、⑩、⑪及び⑫に記載したとおりであることを証明します。	00年 12月 20日						
の	事業の名称	(有)戸塚工作所	電話番号	△△△ 2525	局番			
の	事業場の所在地	岡山市○○110-12-130	郵便番号	703-8245	局番			
の	事業主の氏名	代表取締役 戸塚一男	請求人の氏名	戸塚一男	局番			
の	(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)							
の	労働者の所属事業場の名称、所在地	○○附属○○病院	電話番号	0△0△	局番			
の	(注意) 労働者の所属事業場の名称、所在地については、労働者が直接所属する事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記載してください。							
の	上記により療養補償給付たる療養の給付を請求します。							
の	固山 労働基準監督署長 殿	郵便番号	700-0817	電話番号	279 0△0△	局番		
の	○○附属○○病院	請求人の住所	岡山市弓之町6-6	(方)				
の	診療所局	請求人の氏名	山田一郎	山田	印			
の	訪問看護事業者							
の	支不支給決定決議書	署 長	次 長	課 長	係 長	係	決定年月日	
の								
の	調査年月日	・	・	・	・		不支給の理由	
の	復命書番号	第 号	第 号	第 号	第 号			

※印の欄は記入しないでください。
(職員が記入します。)

現認者の姓名
氏名を記入して下さい。



建設事業の場合、工事名称及びその所在地を記入して下さい。
負傷(発病)してすぐ受診していない場合は、その経過概要を記載して下さい。
(の所を谷に折りさらに2つ折りにしてください。)

(この欄は記入しないでください。)

様式第5号(裏面)

[項目記入にあたっての注意事項]

- 1 記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままでし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲んでください。(ただし、⑧欄及び⑨欄の元号については、該当番号を記入枠に記入してください。)
- 2 ⑩は、災害発生の事実を確認した者(確認した者が多数のときは最初に発見した者)を記載してください。
- 3 傷病補償年金の受給権者が当該傷病に係る療養の給付を請求する場合には、⑤労働保険番号欄に左詰めで年金証書番号を記入してください。また、⑨及び⑩は記入しないでください。
- 4 「事業主の氏名」の欄及び「請求人の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができます。

[標準字体記入にあたっての注意事項]

□□□で表示された記入枠に記入する文字は、光学式文字読取装置で直接読み取りを行うので、以下の注意事項に従って、表面の右上に示す標準字体で記入してください。

- 1 筆記用具は黒ボールペンを使用してください。
- 2 記入枠からはみださないように書いてください。
(例) → →
- 3 「促音」「よう音」などは大きく書いてください。
(例) キッテ → キヨ →
- 4 濁点、半濁点は1文字として書いてください。
(例) バ → プ →
- 5 特に以下のこと気につけてください。
 - (1) は斜の弧を書きはじめるとき、小さくカギをつけてください。
 - (2) はカギをつけないで垂直に書いてください。
 - (3) の2本の縦線は上で閉じないでください。

[その他の注意事項]

この用紙は、機械によって読み取りを行いますので汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲げたり、のりづけしたりしないでください。

医師より治療薬の院外処方せんをうけた場合は
指定薬局に対しても5号用紙を提出して下さい

表面の記入枠 を訂正したと きの訂正印欄	削字 加字	社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
				⑩	

通勤災害用

療養給付たる療養の給付請求書

裏面に記載してある注意
事項をよく読んだ上で、
記入してください。

0	5	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
1	6	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	リ	ン	
2	7	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル	。
3	8	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	レ		
4	9	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	一

標準字体	帳票種別	①管轄局署	②業種別	③保留	④受付年月日		
※	3 4 5 5 0	/ / / /	3	1全セ 3全給付	年 月 日		
標準字体で記入してください。	⑤府県所管管轄番号	基幹番号	枝番号	⑥処理区分	⑦支給・不支給決定年月日		
	3 3 1 0 2	3 2 4 5		※	年 月 日		
	⑧年金証券番号記入欄	※印の欄は記入しないでください。 (職員が記入します。)					
	⑨労働者番号	⑩労働者の生年月日	⑪負傷又は発病年月日	⑫再発年月日	⑬三者	⑭特別加入者	
	1男 3女	3 5 0 0	7 1 3	0 1 2 1 6	※	年 月 日	
	シメイ(カタカナ);姓と名の間は1文字あけて記入してください。	ムラタ	トミコ		※	年 月 日	
	⑯被保険者	氏名	村田 富子	(00歳)	⑯第三者行為災害	該当する・該当しない	
	者	フリガナ	オカヤマシモイシタ		⑰健康保険日雇特例被保険者手帳の記号及び番号		
	の	住所	岡山市下石井 1-4-1				
	職種	事務員(総務係)					
⑯通勤災害に関する事項	裏面のとおり						
⑯名称	○○総合病院			電話番号	086-221/局番		
⑯指定病院等の所在地	岡山市学南町 13-14-170			郵便番号	700-		
⑯傷病の部位及び状態	右膝蓋骨々折						
⑯の者については、⑯及び裏面の①、②、③、④、⑤(通常の通勤の経路及び方法に限る。)に記載したとおりであることを証明します。	00年 12月 16日						
事業の名称	大倉敷工業株式会社			電話番号	086-421/局番		
事業場の所在地	倉敷市大島 407-1			郵便番号	710-0047		
事業主の氏名	代表取締役社長 宮本二郎			代 表 取 締 役 印	印		
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)							
労働者の所属事業場の名称・所在地についても、労働者が直接所属する事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記載してください。	00年 12月 17日						
上記により療養給付たる療養の給付を請求します。	086-222/局番						
倉敷 労働基準監督署長 殿	電話番号 △△00番						
○○総合 病院 診療所 局 経由	郵便番号 700-0907						
訪問看護事業者	住所 岡山市下石井 1-4-1 (方)						
請求人の	氏名 村田 富子 (印)						
支不 支 給 決 定 決 議 書	署長	次長	課長	係長	係	決定年月日	不支給の理由
	調査年月日	・	・	・	・		
	復命書番号	第	号	第	号	第	号

折り曲げる場合には()の所を各に折りさかに2つ折りにしてください。

()の欄は記入しないでください。

様式16号の3(裏面)

通勤災害に関する事項

①負傷又は発病の時刻 午前 後 7 時 40 分頃	②災害発生の場所 岡山市下石井1丁目5番市道上
③災害発生の日の就業の場所 倉敷市大島407-1 大倉敷工業(株)	④災害発生の日の就業開始の予定時刻又は就業終了の時刻 午前 後 8 時 30 分頃
⑤災害発生の日に住居を離れた時刻 午前 後 7 時 30 分頃	⑥災害発生の日に就業の場所を離れた時刻 午前 後 時 分頃
<p>⑦通常の通勤の経路、方法及び所要時間並びに災害発生の日に住居又は就業の場所から災害発生の場所に至った経路、方法、所要時間その他の状況</p> <p>(通常の通勤所要時間 / 時間 00分)</p>	
⑧災害の原因及び発生状況	自宅より通常の経路を経て出勤途中、JR新幹線高架橋下の歩道上で路面がぬれついて足もとがすべり転倒した。そのためひざを負傷したもので直ちに近くの〇〇総合病院へ受診した。
⑨現認者の住所 氏名	岡山市南区31-90-800 山岡太郎 (X Y Z 株式会社 社員)

負傷[発病]してすぐに受診していない場合は、その経過概要をこの欄に併せ記入下さい。

医局に對して
も16号用紙を提出して下さい
院外処方せんをうけた場合は

[項目記入にあたっての注意事項]

- 記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままでし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲んでください。(ただし、⑧欄及び⑨欄の元号については該当番号を記入枠に記入してください。)
- 傷病年金の受給権者が当該傷病に係る療養の給付を請求する場合には、⑤労働保険番号欄に左詰めで年金証書番号を記入してください。また、⑨及び⑩は記入しないでください。
- ⑩は、請求人が健康保険の日雇特例被保険者でない場合には記載する必要はありません。
- ⑪は、災害が出勤の際に生じたものである場合には就業開始の予定時刻を、災害が退勤の際に生じたものである場合には就業終了の時刻を記載してください。
- ⑫は、災害が退勤の際に生じたものである場合には記載する必要はありません。
- ⑬は、災害が出勤の際に生じたものである場合には記載する必要はありません。
- ⑭は、通常の通勤の経路を図示し、災害発生の場所及び災害発生の日に住居又は就業の場所から災害発生の場所に至った経路を朱線等を用いてわかりやすく記載するとともに、その他の事項についてもできるだけ詳細に記載してください。
- ⑮は、どのような場所を、どのような方法で往復している際に、どのような物で又はどのような状況において、どのようにして災害が発生したかをわかりやすく記載してください。
- 「事業主の氏名」の欄及び「請求人の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名することができます。

[標準字体記入にあたっての注意事項]

□□□で表示された記入枠に記入する文字は、光学的読取装置で直接読み取りを行いますので、以下の注意事項に従って、表面の右上に示す標準字体で記入してください。

- 筆記用具は黒ボールペンを使用し、記入枠からはみださないように書いてください。
- 「促音」「よう音」などは大きく書き、濁点・半濁点は1文字として書いてください。

(例) キツテ → キツテ キヨ → キヨ バ → バ

3 シツソンは斜の弧を書きはじめるとき、小さくカギをつけてください。

4 1はカギをつけないで垂直に、4の2本の縦線は上で閉じないで書いてください。

表面の記入枠を訂正したときの訂正印欄	削字 加字	社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
				印	

様式第8号(表面) 労働者災害補償保険

休業補償給付支給請求書 第一回
休業特別支給金支給申請書(同一傷病分)

標準字体

アカサタナハマヤラワ
イキシチニヒミ リン
ウクスツヌフムユル
エケセテネヘメ レ
オコソトノホモヨロ一
カハ。

○ 溝点、半溝点
は一文字とし
て書いてください。
(例)

帳票種別	修正項目番号①	修正項目番号②	①管轄局署	エケセテネヘメ レ オコソトノホモヨロ一 カハ。
※ 3 4 3 1 0			/ / / / / /	

(注意)

三、記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、機式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアルビニア字で明りょうに記載してください。(ただし、⑤、⑥欄については該当番号を記入枠に記入してください。)

二、記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままで、事項を選択する場合は該当番号を○でかくしてください。(ただし、⑨、⑩欄については該当番号を記入枠に記入してください。)

一、□□□で表示された枠(以下、記入枠という)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読み取りを行いますので、この用紙を活用したり、穴を開けたり、必要以上に強く折り曲げたりしないでください。

②府県所管管轄	基準年月日	扶養分	③新規再別	④受付年月日						
3 3 1 0 1 2 8 7 2 2			※ 1 新 5 起 7 再	年 月 日						
⑤労働者の性別	⑥労働者の生年月日	⑦負傷又は発病年月日	⑧業別	⑨三者コード	⑩日雇コード	⑪特別加入者				
1 男 2 女	1 明治 5 0 0 年 1 月 1 2 3 日	0 0 1 年 1 月 1 8 日	※ 1 葉 3 遊	1 白 3 分 5 位	1 日					
⑫労働者氏名	山田一郎 (00歳)	⑬平均賃金	※ 千万	万	千	百	十	円		
の住所	岡山市弓之町6-6	⑭特別給与の額	※ 千万	百万	十万	万	千	百	十	円

下の欄及び②、③、④、⑤欄は、口座規定期間から、又は届け出た口座を変更する場合のみ記入して下さい。			
⑪療養のため労働できなかった期間			
0 0 年 1 月 1 8 日	0 0 年 1 月 2 8 日	※ 11 日間のうち	11 日
1 月 1 8 日から	1 月 2 8 日まで		
⑫預金の種類	⑬口座番号	⑭金融機関店舗	
1 普通	1 1 2 3 7 6 5 4	※ 金庫開設コード	
3 当座			
メイギニン(カタカナ):姓と名の間に1字あけて記入して下さい。			
⑯	ママタリイチロウ		
(つづき)メイギニン(カタカナ)			
⑰			

⑲の者については、⑦、⑯、⑰、⑱から⑲まで(⑲の⑳を除く)、及び別紙2に記載したとおりであることを証明します。		
00年1月9日	電話 △△△ 局 2525番	(注意)
事業の名称	(有)戸塚工作所	1. ⑲の⑳及び⑲については、⑲の者が厚生年金保険の被保険者である場合に限り証明してください。
事業場の所在地	岡山市00 110-12-130 郵便番号 703-8245	2. 労働者の直接所属事業場名称所在地については、当該事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に限り記入してください。
事業主の氏名	代表取締役 戸塚一男	
労働者の直接所属事業場名称所在地	電話 局番	(死傷病報告提出年月日) (00年12月25日)

⑲傷病の部位及び傷病名	左手中指基節骨々折、左手中・薬・小指挫傷		
⑳療養の期間	00年12月18日から00年12月28日まで 11日間 診療実日数 6日		
㉑傷病の経過	㉒療養の現況 00年12月28日 治ゆ・死亡・転医・中止・継続中 ㉓療養のため労働することができなかったと認められる期間 00年12月18日から00年12月28日まで 11日間のうち 11日		
㉔の者については、㉑から㉓までに記載したとおりであることを証明します。	電話 000 局番 7711		
00年1月9日	所在 地	岡山市0△12-1-800	
	病院又は診療所の名稱	00附屬00病院	
	診療担当者氏名	井上秀俊	(井)

上記により休業補償給付の支給を請求します。
休業特別支給金の支給を申請します。
郵便番号 700-0817 電話 0△0△ 279

00年1月14日 住所 岡山市弓之町6-6 (山)

請求人の申請人 氏名 山田一郎 (山)

〔岡山〕労働基準監督署長 殿

※印の欄は記入しないでください。
(職員が記入します)。
◎裏面の注意事項を読んでから記入してください。
折り曲げる場合には()の所を各に折りさばたに2つ折りにしてください。

様式第8号(裏面)

負傷(発症)してすぐに受診していない場合は
その経過概要を発生状況欄に記入して下さい

⑩労働者の職種	⑪負傷又は発病の時刻	⑫平均賃金(算定内訳別紙1のとおり)
山田一郎	午後 11時30分頃	円 銭
⑬所定労働時間	午前 8時30分から午後 5時00分まで	⑭休業補償付額、休業特(平均給与割) 別支給金額の改定比率(説明欄のとおり)
⑮災害の原因及び発生状況 ⑯どのような場所で ⑰どのような作業をしているときに ⑯どのような物又は環境に ⑯どのような不安全な又は有害な状態があって ⑯どのような災害が発生したかを詳細に記入すること		

プレス工場内において180tプレスで作業をすべく、材料
(重ねた鉄板重さ約65kg)を同僚と2人で移動していくところ
呼吸が合わず材料を落した為コンクリート床面との間で左手
第2・3・4・5指をはさまれ負傷したもの。

⑯ 厚生年金保険 等の受給関係	⑰基礎年金番号	⑱被保険者資格の取得年月日	年月日	
	⑲ 当該傷病に 関して支給 される年金 の種類等	厚生年金保険法の 国民年金法の 船員保険法の	イ ヤ 二 六 三 ホ	厚生年金 年金 年金 年金 年金 年金
		障害等級	級	
		支給される年金の額	円	
		支給されることとなった年月日	年月日	
		基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード		
所轄社会保険事務所等				

表面の記入枠 を訂正したときの訂正印欄	削 加 字 字
------------------------	------------------

負傷(発症)してから診察を受けるまでの経過について次の
該当する項目を○で印んでください。

1. 当日は所定労働時間中に診察を受けるために職場を離れた。
2. 当日は所定労働時間終了後、診察を受けるために職場を離れた。
3. 当日は最後まで勤務し、翌日診察を受けた。
4. 初回は大したことないと思い診療を受けなかったが、症状悪化により
月 日診察を受けた。
5. その他()

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		⑯	

〔注意〕

- 一、所定労働時間後負傷した場合には、⑬及び⑭欄については、当該負傷した日を除いて記載してください。
二、別紙1⑪欄には、平均賃金の算定期間中に業務外の傷病の休業等のために休業した期間があり、その期間及びその期間に受けた賃金の額を記載して算定期間から控除して算出した平均賃金に相当する額が平均賃金の額をこえる場合に記載し、控除する期間及び賃金の内訳を別紙1⑫欄に記載してください。この場合は⑪欄にこの算定期間の記載してください。
三、別紙1⑪欄に記載する額を記載してください。
四、請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑬及び⑭欄には、その者の給付基礎日額を記載してください。
五、(一)、(二)、(三)、(四)、(五)、(六)、(七)の欄を添付してください。
六、請求人が申請後ではあるが、別紙1⑪欄の事項を証明することができる書類として他の資料を添付してください。
七、事業主の証明を受ける必要はありません。
八、事業主の氏名の欄、「病院又は診療所の診療担当者氏名」の欄及び「請求人(申請人)」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

- 四、請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑬及び⑭欄には、その者の給付基礎日額を記載してください。
五、(一)、(二)、(三)、(四)、(五)、(六)、(七)の欄を添付してください。
六、請求人が申請後ではあるが、別紙1⑪欄の事項を証明することができる書類として他の資料を添付してください。
七、事業主の氏名の欄、「病院又は診療所の診療担当者氏名」の欄及び「請求人(申請人)」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができます。
八、請求人が申請後ではあるが、別紙1⑪欄の事項を証明することができる書類として他の資料を添付してください。
九、(一)、(二)、(三)、(四)、(五)、(六)、(七)の欄を添付してください。
十、別紙1⑪欄から⑭欄まで及び⑮欄は記載する必要はありません。
十一、その請求人が離職後である場合(「離職のため労働できなかつた期間の全部又は一部が離職前にある場合は除く。」には、

様式第8号(別紙1)(表面)

労働保険番号				氏名	災害発生年月日
府県	所掌管轄	基幹番号	枝番号		
33101	28722			山田一郎	00年12月18日

月給制の減額方法
欠勤1日について $\frac{1}{2}$ 差引く 平均賃金算定内訳
(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日		00年4月1日		常用・日雇の別	常用・日雇
賃金支給方法		月給・週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制	賃金締切日	毎月25日	
月よつて支つてその他の定めの期間に		賃金計算期間 8月26日から 9月25日まで	9月26日から 10月25日まで	10月26日から 11月25日まで	計
A	総日数	31日	30日	31日	① 92日
	基本賃金	円	円	円	円
	家族手当	12,500	12,500	12,500	37,500
	主夫手当	9,000	9,000	9,000	27,000
	通勤 "	11,000	11,000	11,000	33,000
	精勤 "	3,000	6,000	6,000	15,000
日他若のし請くは時によつて出支米高払たるものの		計	38,500円	38,500円	② 112,500円
B		賃金計算期間 8月26日から 9月25日まで	9月26日から 10月25日まで	10月26日から 11月25日まで	計
B	総日数	31日	30日	31日	① 92日
	労働日数	20日	27日	23日	② 70日
	基本賃金	160,000円	216,000円	176,000円	552,000円
	残業手当	17,890	42,900	29,830	90,620
	有休手当			8,000	8,000
	計	177,890円	258,900円	213,830円	③ 650,620円
総計		213,890円	297,400円	252,830円	④ 763,120円
平均賃金		賃金総額④ 763,120円 ÷ 総日数① 92 = 8,294円 78銭			

最低保障平均賃金の計算方法

$$\begin{aligned}
 A \text{の} ② & 112,500 \text{ 円} \div \text{総日数} ① 92 = 1,222 \text{ 円 } 82 \text{ 銭} \\
 B \text{の} ③ & 650,620 \text{ 円} \div \text{労働日数} ② 70 \times \frac{60}{100} = 5,576 \text{ 円 } 74 \text{ 銭} \\
 \text{④ } & 1,222 \text{ 円 } 82 \text{ 銭} + ③ 5,576 \text{ 円 } 74 \text{ 銭} = 6,799 \text{ 円 } 56 \text{ 銭} \text{ (最低保障平均賃金)}
 \end{aligned}$$

日日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	労働日数又は労働総日数	③ 賃金総額	平均賃金(③ ÷ ④) × 100
		月 日から 日まで	日	円	円 銭
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額			円
	第4号の場合	従事する事業又は職業			円
		都道府県労働局長が定めた金額			円
漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第5号第2案による。)	平均賃金協定額の承認年月日	年 月 日	職種	平均賃金協定額	円
	() 円 - 円	() 日 - 日	() 日	() 円	銭

① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金
(賃金の総額③ - 休業した期間にかかる②の①) ÷ (総日数④ - 休業した期間②の①)

() 円 - 円 ÷ () 日 - 日 = 円 銭

(注) 総日数は総暦日数を記入する

(注) 労働日数は有給日数も加えて日数を記入する。

[有給1日分]

労働者死傷病報告

様式第23号(第97条関係)

労働保険番号												事業の種類					
81001 33101 28722												金属製品製造業					
府県(所轄)管轄 基幹番号 技番号 被一括事場番号																	
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと)																	
カナ ユウケンガイシヤツツカラコウサクショ																	
漢字 有限会社戸塚工作所																	
工事名																	
事業場の所在地 岡山市〇〇 110-12-130 電話 (△△△) 2525																	
郵便番号 労働者数 発生日時(時間は24時間表記とすること)																	
703-8245 11人 7:平成元号年月日時分																	
700/12/18/1/13/0																	
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること)																	
カナ ヤマダイチロウ																	
漢字 山田一郎																	
生年月日 性別																	
500/11/23 (00)歳 (男) 女																	
職種 経験期間																	
プレス工 12年																	
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○) 傷病名 傷病部位 被災地の場所																	
休業見込 02月週日 死亡 左示指基節骨骨折 左手中・薬・小指挫傷 左手指 岡山市〇〇																	
灾害発生状況及び原因																	
①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安全な又は有害な状態があつて ⑤どのような災害が発生したかを詳細に記入すること																	
プレス工場内において、180トンクランクプレスで 金属材料の曲げ加工をすべく、加工材(重ねた 鉄板重量約65kg)を同僚と2人で運搬し、プレス 前の床に降ろす際に同僚と呼吸があめず、 持っていた材料を落した為、コンクリート床面との 間に左手指をはさまれ受傷したもの。災害発生 原因としては合図の不徹底が挙げられるが、 重量物の運搬は基本的には動力運搬機等 で運搬することが必要であり、再発防止対策 として次の2点を検討したい。																	
略図(発生時の状況を図示すること。)																	
報告書作成者 業務係長																	
職員記入欄 ○○○○																	
起因物 店舗コード 病種分類																	
事故の型 発注者種類 事業場区分 業務上疾患 (1) 自由記入項目 (2) (3)																	
1:該当 2:非該当																	

00年 12月 25日

事業者職氏名 (有)戸塚工作所

代表取締役 戸塚一男

岡山 労働基準監督署長殿

戸塚一男

受付印

(物品番号 648006) 15.12

(届その1)

第三者行為災害届 (業務災害・通勤災害)

(交通事故・交通事故以外)

署 長	次 長	課 長	給 調 査 付 官	係 長	係 長
--------	--------	--------	-----------------------	--------	--------

平成 00 年 6 月 28 日

労働者災害補償保険法施行規則第22条の規定によりお届けします。



保険給付請求権者 住 所

文京区小石川 5-29-3

郵便番号 (112 -)

氏名 高見文彌 (カミ フミヤス)

電話 (03-3821-5499)

労働基準監督署長 殿

業務災害であるか通勤災害であるか、また交通事故であるか、それ以外であるか該当するものを○で囲んでください。

なお、自賠責保険等が適用される場合には、交通事故を○で囲んでください。

被災労働者の住所・氏名・電話番号を記入してください。被災労働者が死亡している場合は請求人の住所・氏名・電話番号を記入してください。

氏名にはフリガナを記入してください。

1 第一当事者(被災者)

氏名 高見文彌 (カミ フミヤス)

生年月日 昭和 0 年 10 月 10 日 (00 歳)

住所 文京区小石川 5-29-3

職種 塗装作業員

3 災害発生

日時 平成 00 年 6 月 3 日

午前・午後 4 時 05 分頃

場所 文京区後楽 4 丁目 5 番地

丸菱銀行前国道 1 号線

4 第二当事者(相手方)

氏名 中村一夫 (45 歳)

住所 世田谷区世田谷 4-2-5

電話 03-3412-1211

第二当事者(相手方)が業務中であった場合

所属事業場名称 天野運輸(株)

所在地 豊島区東郷 3-3-3

電話 03-3276-2929

代表者(役職) 代表取締役

(氏名) 宮下登

2 第一当事者(被災者)の所属事業場

労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
00000	00000	00000	00000	00000

名称 渡部塗装工業(株)

所在地 文京区後楽 2-3-4

郵便番号 112 - 電話 3703-3506

代表者(役職) 代表取締役

(氏名) 渡部太郎

担当者(所属部課名) 総務課総務係長

(氏名) 矢島雄一

5 災害調査を行った警察署又は派出所の名称

文京 警察署 交通 係(派出所)

6 災害発生の事実の現記者(5の災害調査を行った警察署又は派出所がない場合に記入してください)

氏名

住所

電話

建設事業の下請事業に所属する労働者の場合は元請事業場名を適宜付せん等に記入し、のりづけするか別紙として添付してください。

災害発生の場所は具体的に記入してください。

相手方が2名以上の場合は適宜付せん等に記入し、のりづけするか別紙として添付してください。
相手方が當て逃げ等で不明の場合はその旨記入してください。

相手方が会社等に勤めている場合は、所属事業場について記入してください。

(物品番号 6514) 15.3

該当がない記入欄は空欄とせず、斜線を引いてください。(以下同じ)

7 事故現場の状況	
天候	晴・曇・小雨・雨・小雪・雪・暴風雨・霧・濃霧
見透し	(良い)・悪い(障害物) があった。
道路の状況(あなた(被災者)が運転者であった場合に記入してください。)	
道路の巾	()m、舗装・非舗装、坂(上り・下り・緩・急)
でこぼこ	・砂利道・道路欠損・工事中・凍結・その他()
(あなた(被災者)が歩行者であった場合に記入してください。)	
歩車道の区別	(ある・ない)道路、車の交通頻繁な道路、住宅地・商店街の道路
歩行者用道路	(車の通行許・否)、その他の道路()
標識	速度制限(40 km/h)・追越禁止・一方通行・歩行者横断禁止(有・無)
信号機	一時停止(有・無)・停止線(有・無)
横断歩道上の信号機	(有・無)
交通量	多い・少ない・中位
8 事故当時の行為、心身の状況及び車両の状況	
心身の状況	(正常)・いねむり・疲労・わき見・病気()・飲酒
あなたの行為(あなた(被災者)が運転者であった場合に記入してください。)	
交差点における運行状況(信号機の場合()色で交差点に入った。)	
直前に警笛を……鳴らした・鳴らさない、相手を見たのは()m手前	
ブレーキを……かけた(スリップ m)・かけない、方向指示灯……した・(ない)	
一時停止線での進行状況(一時停止した・しない) 速度は……約 km/h 相手は約 km/h	
(あなた(被災者)が歩行者であった場合に記入してください。)	
横断中の場合	横断場所()横断のしかた()色で横断歩道に入った
通行中の場合	左右の安全確認(した・しない) 車の直前・直後を横断(した・しない)
通行中の場合 通行場所(歩道・車道)歩車道の区別がない道路	
通行のしかた 車と同方向・対面方向	
9 第二当事者(相手方)の自賠責保険(共済)及び任意保険(共済)に関すること	
(1) 自賠責保険(共済)について	(2) 任意保険(共済)について
証明書番号 第 S492931050 号	証明書番号 第 J203232032 号
保険(共済)契約者(氏名) 矢野運輸(株)	保険(共済)契約者(氏名) 矢野運輸(株)
(住所) 豊島区巣鴨3-3-3	(住所) 豊島区巣鴨3-3-3
第二当事者(相手方)と契約者の関係 契約者の従業員	
保険会社の管轄店名 東洋火災海上(株)後楽支社	保険金額 対人無制限万円 第二当事者(相手方)と契約者の関係 従業員
保険会社の管轄店所在地 文京区後楽2-2-2	保険会社の管轄店名 東洋火災海上(株)後楽支社
保険会社の管轄店所在地 文京区後楽2-2-2	保険会社の管轄店所在地
(3) 保険金(損害賠償額)請求の有無 有・無	10 運行供用者が第二当事者(相手方)以外の場合の運行供用者
有の場合の請求方法 イ 自賠責保険(共済)単独 ロ 自賠責保険(共済)と任意保険(共済)との一括	名称(氏名) 矢野運輸(株)
保険金(損害賠償額)の支払を受けている場合は、受けた者の氏名、金額及びその年月日	電話 03-3276-2929
氏名	所在地(住所) 豊島区巣鴨3-3-3
金額 円	郵便番号 170
受領年月日 平成 年 月 日	運行供用者が法人である場合の代表者 氏名 宮下登 役職 代表取締役

交通事故以外の場合には届その2を提出する必要はありませんが、交通事故の場合にわかる範囲でくわしく記入してください。

相手方の車両について自賠責保険(共済)、任意保険(共済)の内容を記入してください。不明又は加入のない場合は「不明」又は「加入なし」と記入してください。

運行供用者とは自己のために自動車の運行をさせる者をいいますが、一般的には自動車の所有者や運転者の使用者がこれに当たります。

(届その3)

11 災害発生状況

第一当事者（被災者）・第二当事者（相手方）の行動、災害発生原因と状況をわかりやすく記入してください。

お茶の水にある作業現場で業務を終えて水道橋にある会社に翌日の作業打ち合せのため徒歩で国道27号線と国道49号線の交差点の信号が赤に変わったため、一時停止していたところ、後方から加害者（中村）運転の車が私の車にぶつかりました。このため私は頭部を強く打ち負傷しました。

13 過失割合

私の過失割合は、0%、相手の過失割合は100%だと思います。

（理由）信号が赤に変わったときにどちらかわからず、歩き見運転をしていて相手方がバー一時停止しましたため。

15 身体損傷及び診療機関

	私（被災者）側	相手側（わかっていることだけ記入して下さい。）
部位、傷病名	頸椎ねん挫	身体損傷なし
程 度	全治1ヶ月（入院加療4日間）	
診療機関名称	医療法人 東京医事病院	
所 在 地	文京区後楽 9-8-7	

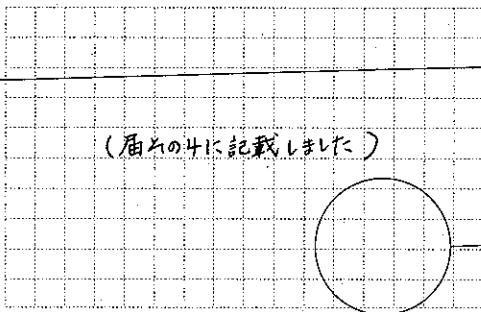
16 損害賠償金の受領

受領年月日	金額又は品目	名 目	受領年月日	金額又は品目	名 目

事業主の証明	1欄の者については、2から6欄、11欄及び12欄に記載したとおりであることを証明します。				
	平成 00 年 6 月 28 日	事業場の名称 渡部塗装工業（株）	事業主の氏名 渡部太郎	④	(法人の場合は代表者の役職・氏名)

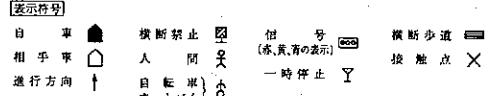
12 現場見取図

道路方向の地名（至〇〇方面）、道路幅、信号、横断歩道、区画線、道路標識、接触点等くわしく表示してください。



どのような目的でどこへ行く時に、どのようにして事故が発生したか事故に至るまでの経緯、行動などをくわしく記入してください。

書ききれないときは届4に記入してください。



14 示談について

イ 示談が成立した。

④ 交渉中

ハ 示談はしない。

ニ 示談をする予定（ 年 月 日頃示談する予定）

ホ 裁判の見込み（ 年 月 日頃提訴予定）

事故の状況から判断して過失割合についてのあなたの考えを記入してください。

示談に当たっては、事前に労働基準監督署に相談してください。また、示談をした場合には示談書の写しを必ず労働基準監督署に提出してください。

あなたと相手方の負傷、損害についてわかる範囲で記入してください。転医した場合は転医前後の両診療機関を記入してください。

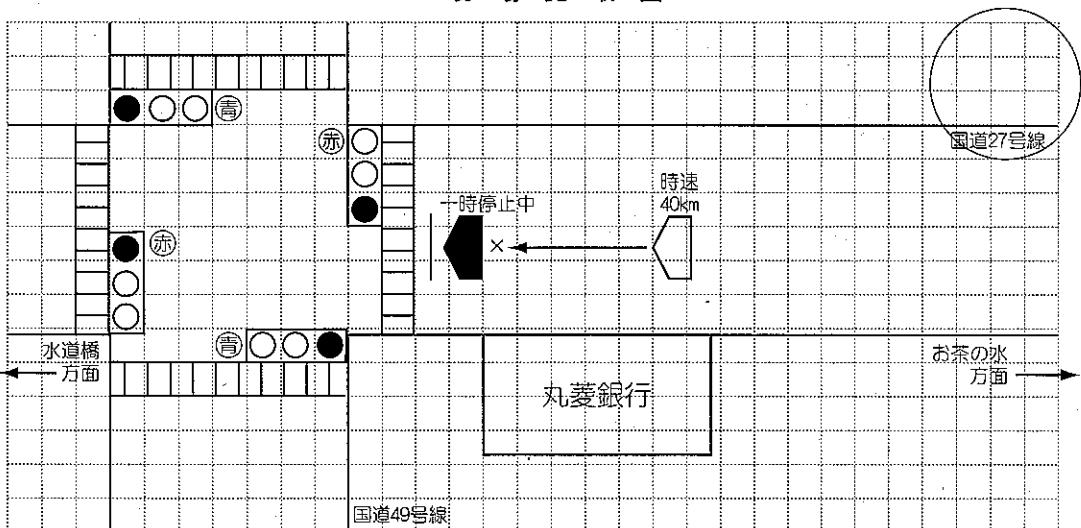
相手方から損害賠償を受けた場合は、その内容について記入してください。受領していない場合には斜線を引いてください。

通勤災害の場合には、証明の必要はありません。

第三者行為災害届を記載するに当たっての注意事項

- 1 災害発生後、すみやかに提出してください。
なお、不明な事項がある場合には、空欄とし、提出時に申し出てください。
- 2 業務災害・通勤災害及び交通事故・交通事故以外のいずれか該当するものに○をしてください。
なお、例えば構内における移動式クレーンによる事故のような場合は交通事故に含まれ、自転車同士の衝突事故のような場合は交通事故には含まれません。
- 3 通勤災害の場合には、事業主の証明は必要ありません。
- 4 第一当事者（被災者）とは、労災保険給付を受ける原因となった業務災害又は通勤災害を被った者をいいます。
- 5 災害発生の場所は、○○町○丁目○○番地○○ストア前歩道のように具体的に記入してください。
- 6 第二当事者（相手方）が業務中であった場合には、「届その1」の4欄に必ず記入してください。
- 7 第二当事者（相手方）側と示談を行う場合には、あらかじめ所轄労働基準監督署に必ず御相談ください。
示談の内容によっては、保険給付を受けられない場合があります。
- 8 交通事故以外の災害の場合には「届その2」を提出する必要はありません。
- 9 運行供用者とは、自己のために自動車の運行をさせる者をいいますが、一般的には自動車の所有者及び使用者等がこれに当たります。
- 10 「現場見取図」について、作業場における事故等で欄が不足し書ききれない場合にはこの用紙の下記記載欄を使用し、この「届その4」もあわせて提出してください。
なお、「届その3」の12欄に記載した場合には「届その4」の提出は不要です。
- 11 損害賠償金を受領した場合には、第二当事者（相手方）又は保険会社等からを問わずすべて記入してください。
- 12 この届用紙に書ききれない場合には、適宜別紙に記載してあわせて提出してください。
- 13 この用紙は感压紙（2部複写）になっていますので、2部とも提出してください。
なお、この上でメモ等をしますと下に写りますので注意してください。
- 14 「保険給付請求権者の氏名」の欄及び「事業主の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名することができます。

現場見取図



届その3の12欄に書ききれない場合には、この届その4に現場見取図を記入して届その4も提出してください。なお、届その4を記入していない場合には届その4を提出する必要はありません。

念 書

災害発生年月日	平成〇〇年6月3日	災害発生場所	文京区後楽4丁目5番地国道27号線上
第一当事者(被災者)氏名	高見文猛	第二当事者(相手方)氏名	中村一夫

上記災害について、労災保険給付を請求するに当たり以下の事項を遵守することを誓約します。

- 1 相手方と示談を行おうとする場合は必ず前もって貴職に連絡します。
 また、示談の内容によっては、労災保険給付を受けられない場合があることについても承知しました。
 万一、本件事案について民事訴訟が提起された場合、速やかにその内容についてお届けするとともに、判決が確定した際、直ちに内容を連絡いたします。
 また、判決によって不利益を生じることとなつても異議は申しません。
- 2 相手方に白紙委任状を渡しません。
- 3 相手方から金品を受けたときは、受領の年月日、内容、金額（評価額）を漏れなく、かつ遅滞なく貴職に連絡します。

なお、上記災害に関して私が労働者災害補償保険法による保険給付を受けた場合には私の有する損害賠償請求権及び保険会社等に対する被害者請求権を、政府が同法第12条の4の規定により保険給付の価額の限度で取得し、損害賠償金を受領することについても承知しました。

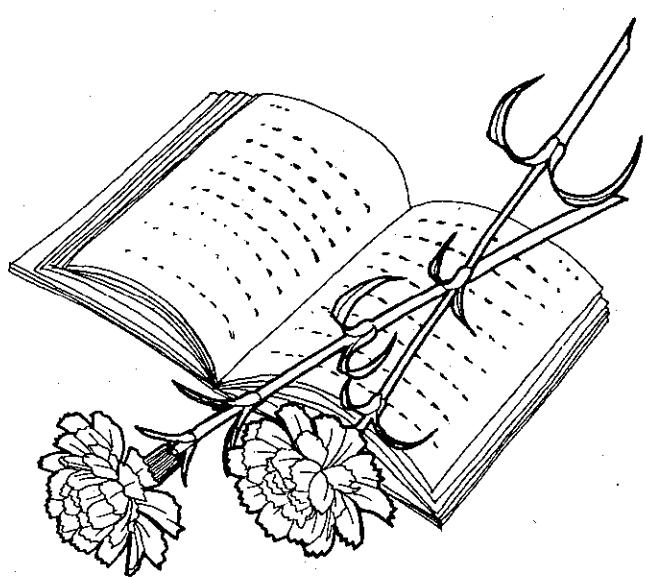
平成〇〇年6月28日

〇〇 労働基準監督署長 殿

請求権者の住所 文京区小石川5-29-3

氏名 高見文猛

(※請求権者の氏名は請求権者が自署してください。)



二次健康診断等給付について

平成13年4月1日より、脳・心臓疾患の発症を予防するための「二次健康診断等給付」が行われることになっています。

1. 紹介の対象となる方は

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等（以下「一次健康診断」といいます。）の結果、①血圧の測定 ②血中脂質検査 ③血糖検査 ④肥満度の測定の、全ての項目に異常の所見があると診断された労働者の方です。

（一次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められるものを除きます。）

なお、労災保険の特別加入者は対象となりません。

2. 紹介の内容は

(1) 二次健康診断として次の6項目（1年度につき1回に限ります。）

- ① 血中脂質検査
- ② 空腹時血糖値検査
- ③ ヘモグロビンA_{1C}検査（一次健康診断で行われていた場合は除きます。）
- ④ 負荷心電図検査又は胸部超音波検査のどちらか
- ⑤ 頸部超音波検査
- ⑥ 微量アルブミン尿検査

(2) 特定保険指導として次の3項目（二次健康診断1回につき1回に限ります。）

- ①生活指導 ②栄養指導 ③運動指導

3. 二次健康診断等給付を受けられる医療機関は

岡山労働局長が指定した医療機関（以下「健診給付医療機関」といいます。）に限られます。

4. 費用の負担は

その費用は、岡山労働局から直接健診給付医療機関に支払いますので、労働者の方の負担はありません。

5. 手続きは

所轄の労働基準監督署などに置いております「二次健康診断等給付請求書」に事業主の証明など必要事項を記入し、上記1.に示す4項目全てに異常があると診断されたことを証明できる書類を添付して、健診給付医療機関を通じて労働局長へ請求してください。

なお、二次健康診断等給付を受けることのできる期間は直近の一次健康診断を受けた日から、原則として3ヵ月以内です。

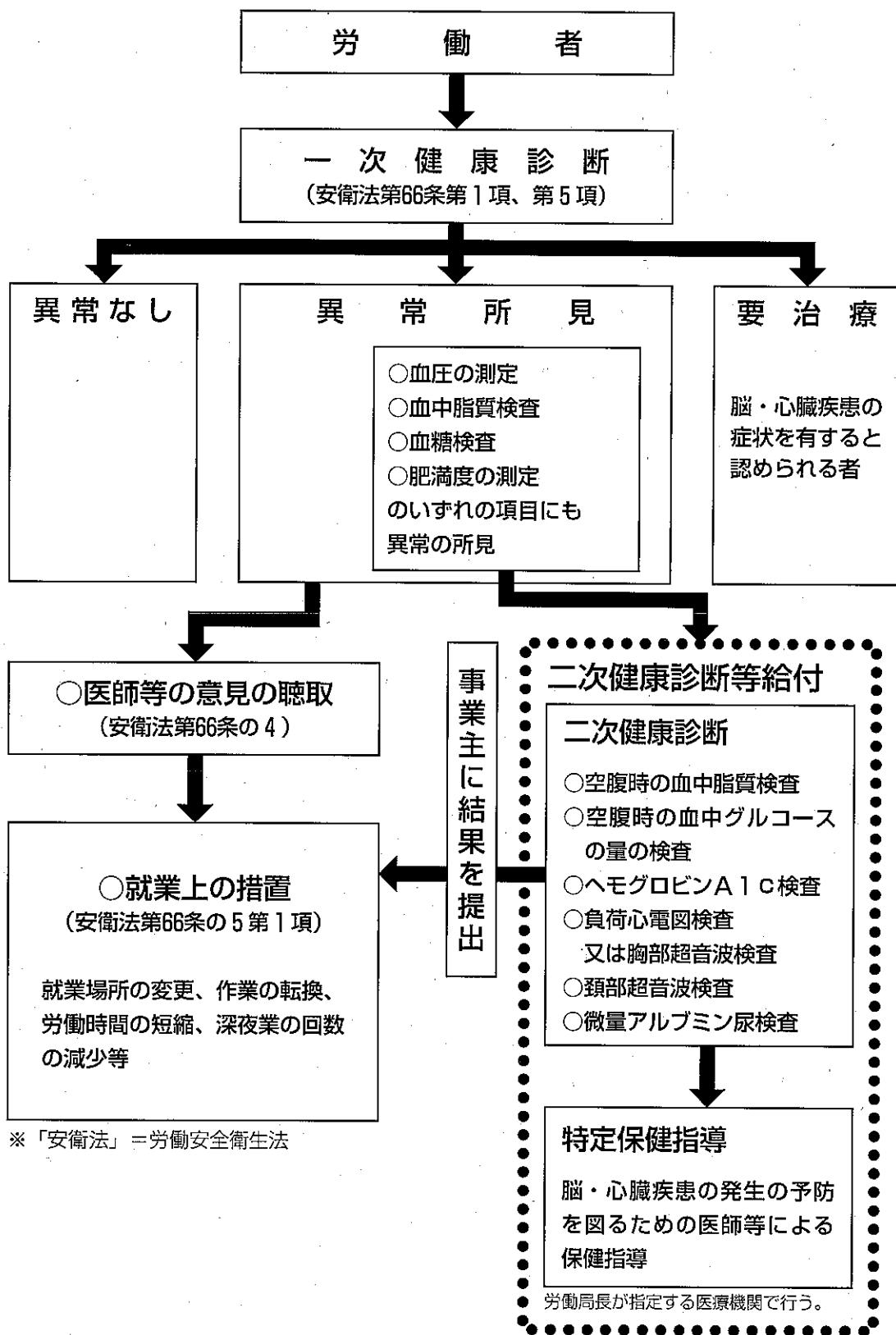
6. 紹介を受けた労働者は

二次健康診断等給付を受けられた労働者は、健診給付医療機関が発行する「二次健康診断等の受診結果」を、3ヵ月以内に事業者に提出してください。

7. 事業者は

二次健康診断の結果を受け取られた事業者は、労働安全衛生法に基づき2ヵ月以内に医師等から意見を聴取し、就業上の措置をしなければなりません。

二次健康診断等給付のスキーム



二次健康診断等給付の詳細についてのお問い合わせは、岡山労働局労働基準部労災補償課へおたずねください。



記名押印が変更になる主な様式

- ・様式第5号 療養補償給付たる療養の給付請求書
- ・様式第6号 療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届
- ・様式第7号(1)(2)(3)(4)(5) 療養補償給付たる療養の費用請求書
- ・様式第8号 休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書
- ・様式第10号 障害補償給付支給請求書・障害特別支給金支給申請書・障害特別年金支給申請書・
障害特別一時金支給申請書
- ・様式第12号 遺族補償年金支給請求書・遺族特別支給金支給申請書・遺族特別年金支給申請書
- ・様式第15号 遺族補償一時金支給請求書・遺族特別支給金支給申請書・遺族特別一時金支給申請書
- ・様式第16号 葬祭料請求書
- ・様式第16号の2の2 介護補償給付・介護給付支給請求書
- ・様式第16号の3 療養給付たる療養の給付請求書
- ・様式第16号の4 療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届
- ・様式第16号の5(1)(2)(3)(4)(5) 療養給付たる療養の費用請求書
- ・様式第16号の6 休業給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書
- ・様式第16号の7 障害給付支給請求書・障害特別支給金支給申請書・障害特別年金支給申請書・
障害特別一時金支給申請書
- ・様式第16号の8 遺族年金支給請求書・遺族特別支給金支給申請書・遺族特別年金支給申請書
- ・様式第16号の9 遺族一時金支給請求書・遺族特別支給金支給申請書・遺族特別一時金支給申請書
- ・様式第16号の10 葯祭給付請求書

離職後の事業主証明が変更になる様式

- ・様式第6号 療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届
- ・様式第7号(1)(2)(3)(4)(5) 療養補償給付たる療養の費用請求書
- ・様式第8号 休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書
- ・様式第16号の4 療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届
- ・様式第16号の6 休業給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書

●請求書記載例（様式第7号(1)・療養給付たる療養の費用請求書の場合）

様式第7号(1)(表面) 労働者災害補償保険

第一回

療養補償給付たる療養の費用請求書（同一傷病分）

被保険種別	※ 3 4 2 1 0	①管轄局署	②業種別 1 畜産 2 3 通
-------	-------------	-------	-----------------------

標準字体

0 5 アカサタナハマヤラフ
1 6 イキシチニヒミリン
2 7 ウクスツヌフムユル
3 8 エケセテネヘメレ
4 9 オコソトノホモヨロー

○漢点、半濁点は一文字として取り扱うこと。
(例)
力 “ハ”。

(注意) 三、記入枠の部分は、必ず墨のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビック数字で明りょうに記載すること。 二、記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままで、事業を離れてる場合は該当事項の□で固むこと。(ただし、⑥、⑦及び⑩欄については該当事項を記入枠に記入すること。)	③府県所番 資格番号 苏幹番号 楽番号 ④年齢の番号	⑤管轄局種別 西幹年番号
⑥労働者の性別 ⑦労働者の生年月日 ⑧負傷又は発病年月日 ⑨補助キー ⑩受付年月日	⑩三者コード ⑪委任夫支給 ⑫特別加入者 ⑬審査コード	
⑪シハイ(カタカナ)：姓と名の間に「-」字で記入して下さい。	⑭金融機関店舗	
⑫氏名 ハ木道明 (00歳) ⑯預金の種類 ⑰口座番号	⑮普通 ⑯当座	
⑬住所 東馬区上石神井〇-〇 ⑰メイギニン(カタカナ)：姓と名の間に「-」字で記入して下さい。	⑲(つづき)メイギニン(カタカナ)	
下の欄及び⑯から⑯までの欄は、口座を新規に届け出る場合、又は届け出た口座を変更する場合のみ記入して下さい。	⑲(つづき)メイギニン(カタカナ)	
新規・変更	⑲(つづき)メイギニン(カタカナ)	
換入する会員名前を希望する場合	⑲(つづき)メイギニン(カタカナ)	
店舗	⑲(つづき)メイギニン(カタカナ)	
⑳の者については⑥及び裏面の③、⑦に記載したとおりであることを証明します。	事業の名称 加藤商事株式会社 電話番号 XXXX 局番	
⑳年12月1日 事業場の所在地 千代田区霞ヶ関〇-〇 郵便番号 100-0013	事業主の氏名 代表取締役 加藤英雄 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)	
医師又は歯科医師等の証明	⑳年11月30日 治愈(継続中)・転院・中止・死亡	診療担当者氏名 西川正
④傷病の部位及び傷病名 左膝内側靱帯損傷	⑳の者については、①から⑩までに記載したとおりであることを証明します。 ⑳年11月30日 郵便番号 100-0013	
⑤傷病の経過の概要 痛みを訴える 漸次軽快	所在 地 千代田区霞ヶ関〇-〇 病院又は診療所の名稱 西川医院 電話番号 〇〇〇〇 △△△△	
⑥看護料 年月日から年月日まで 日間 (看護料の表)	⑳の者については、①から⑩までに記載したとおりであることを証明します。 ⑳年11月30日 郵便番号 100-0013	
⑦移送費 からまで 片道・往復 キロメートル 回	⑧上記以外の療養費 (内訳別紙請求書又は領収書一枚のとおり)	
⑨療養の給付を受けなかった理由 近くに療養に適した専門病院がすくなくため	⑩療養に要した費用の額 (合計) 千万 百万 万 千百十円	
⑩費用の種別 ⑪療養期間の初日 ⑫療養期間の末日 ⑬治療実日数 ⑭妊娠事由	⑳年11月30日 から ⑳年12月1日 まで ⑳日 ⑳の所を合に折りさらいに記入して下さい。	
※ 1 畜産 2 農業 3 林業 4 渔業 5 建設 6 一般産業 7 化学 8 鉱業 9 その他 10 以上	⑳年12月1日 住所 東馬区上石神井〇-〇 (方) 郵便番号 177-0044 電話 〇〇〇〇 △△△△	
請求人の氏名 八木道明	記名押印又は署名になりました。	

※印の欄は記入しないこと。
(職員が記入しません。)
○裏面の注意事項を読んでから記入して下さい。折り曲げる場合には④の所を合に折りさらいに記入して下さい。

2回目以降の請求
(申請)で離職後である場合には、事業主証明の必要がなくなりました。

●請求書記載例（様式第8号・休業補償給付の場合）

様式第8号(表面) 労働者災害補償保険

休業補償給付支給請求書 第一回
休業特別支給金支給申請書（同一傷病分）

標準字体

0	1	2	3	4	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	リ	ン
5	6	7	8	9	ウ	ク	ス	ツ	ス	フ	ム	ユ	ル

○漢点、半濁点
は一文字として書いてください。
(例)

エケセテネヘメレ。オコソトノホモヨロー。カハ。

帳票種別	修正項目番号①	修正項目番号②	①管轄局署	アカサタナハマヤラワ
※ 3 4 3 1 0			/ / / / / /	エケセテネヘメレ。オコソトノホモヨロー。カハ。
(注意) 三、記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明りよう記載してください。(ただし、⑤、⑥欄については該当番号を記入枠に記入してください)。				○漢点、半濁点 は一文字として書いてください。 (例)
②労働保険番号	13101987654	③新規再別	④受付年月日	※ 1新規 1年1月1日
⑤労働者の性別	1男 5女	⑥労働者の生年月日	⑦負傷又は発病年月日	※ 1素 1白 3男 1口
⑧勤務地名	ヤキミチアキ	⑨業種別	⑩三者コード	※ 1普通 1素 1白 3男 1口
⑩労働者	八木道明 (00歳)	⑪登録料	⑫日雇コード	※ 1登録料 1素 1白 3男 1口
の住 所	練馬区上石神井0-0	⑬委託料	⑭委託料	※ 1登録料 1素 1白 3男 1口
新規・変更	0111101130	⑮平均賃金	※ 1万 1千 1百 1十 1円	※ 1万 1千 1百 1十 1円
修正欄①	0111101130	⑯特別給与の額	※ 1万 1千 1百 1十 1円	※ 1万 1千 1百 1十 1円
修正欄②	0111101130	⑰預金の種類	⑱口座番号	⑲金額機関店番
※	0111101130	⑳普通	㉑当社	㉒金額機関店番
新規・変更	0111101130	㉓メイキニン(カタカナ)	㉔メイキニン(カタカナ)	㉕メイキニン(カタカナ)
修正欄①	0111101130	㉖(つづき)メイキニン(カタカナ)	㉗(つづき)メイキニン(カタカナ)	㉘(つづき)メイキニン(カタカナ)
修正欄②	0111101130	㉙	㉚	㉛
⑩の者については、⑦、⑩、⑪、⑫から⑯まで(⑯の○を除く)、及び別紙2に記載したとおりであることを証明します。	0年12月1日	事業の名称	加藤商事株式会社	電話 0000局番 XXXX番
事業場の所在地	千代田区霞ヶ関0-0	郵便番号	100-0013	※ 10の○を除く
事業主の氏名	代表取締役 加藤英雄	⑩の者については、⑩から⑯までに記載したとおりであることを証明します。	0年11月30日	※ 10の○を除く
労働者の直接所属	病院又は診療所の名稱	所在地	千代田区霞ヶ関0-0	電話 0000局番 △△△△番
診療担当者の証明	西川 医院	病院又は診療所の名稱	西川 医院	電話 0000局番 △△△△番
上記により休業補償給付の受給と請求します。	0年12月1日	住所	練馬区上石神井0-0	※ 10の○を除く
請求人の申請人	氏名 八木道明	(方)		

※印の欄は記入しないでください。
(職員が記入します)。

◎裏面の注意事項を読んでから記入してください。

2回目以降の請求
(申請)で離職後である場合には、事業主証明の必要がなくなりました。

ただし、療養のため労働できなかった期間の全部又は一部が離職前にある場合には、事業主証明が必要となります。

折り曲げる場合には(4)の所を各に折りさらい2つ折りにしてください。

記名押印又は署名になりました。

◆◆◆◆◆知つておこう労災保険のこの条文（概要）◆◆◆◆◆

★労働者災害補償保険法

○第12条の2〔支給制限〕

労働者が、故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直後の原因となった事故を生じさせたときは、政府は、保険給付を行わない。

② 労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

○第12条の3〔不正受給者からの費用徴収〕

偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

② 前項の場合において、事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下同じ。）が虚偽の報告又は証明をしたためその保険給付が行われたものであるときは、政府は、その事業主に対し、保険給付を受けた者と連帶して前項の徴収金を納入すべきことを命ずることができる。

○第12条の4〔第三者の行為による事故〕

政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を受けたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

② 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる。

○第12条の5〔受給権の保護〕

保険給付を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはない。

② 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

○第12条の6〔保険給付の非課税〕

租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として課することはできない。

○第31条第1項〔事業主からの費用徴収〕

政府は、次の各号のいずれかに該当する事故について保険給付を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、業務災害に関する保険給付にあっては労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、通勤災害に関する保険給付にあっては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に関する保険給付に相当する同法の規定による災害補償の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。
一、事業主が故意又は重大な過失により徴収法第四条の二第一項の規定による届け出であつてこの

保険に係る保険関係の成立に係るものをしていない期間（政府が当該事業について徴収法第十五条第三項の規定による決定をしたときは、その決定後の期間を除く。）中に生じた事故

二、事業主が徴収法第十条第二項第一号の一般保険料を納付しない期間（同法第二十六条第二項の督促状に指定する期限後の期間に限る。）中に生じた事故

三、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故

★労働者災害補償保険法施行規則

○第23条 [事業主の助力等]

保険給付を受けるべき者が、事故のため、みずから保険給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、事業主は、その手続を行うことができるよう助力しなければならない。

2. 事業主は、保険給付を受けるべき者から保険給付を受けるために必要な証明を求められたときは、すみやかに証明をしなければならない。

○第23条の2 [事業主の意見申出]

事業主は、当該事業主の事業に係る業務災害又は通勤災害に関する保険給付の請求について、所轄労働基準監督署長に意見を申し出ることができる。

2. 前項の意見の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を所轄労働基準監督署長に提出することにより行うものとする。

一、労働保険番号

二、事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

三、業務災害又は通勤災害を被った労働者の氏名及び生年月日

四、労働者の負傷若しくは発病又は死亡の年月日

五、事業主の意見

労災保険率表

(平成15年4月1日施行)

事業の種類の分類	事業の種類	労災保険率
林業	林業	1000分の 59
漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1000分の 52
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の 40
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) 又は石炭鉱業	1000分の 87
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の 53
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の 7
	採石業	1000分の 69
	その他の鉱業	1000分の 32
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の 129
	道路新設事業	1000分の 29
	舗装工事業	1000分の 17
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の 30
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	1000分の 17
	既設建築物設備工事業	1000分の 14
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の 16
	その他の建設事業	1000分の 23
製造業	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	1000分の 7
	たばこ等製造業	1000分の 5.5
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の 5.5
	木材又は木製品製造業	1000分の 21
	パルプ又は紙製造業	1000分の 8.5
	印刷又は製本業	1000分の 5
	化学工業	1000分の 6
	ガラス又はセメント製造業	1000分の 7.5
	コンクリート製造業	1000分の 15
	陶磁器製品製造業	1000分の 17
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の 25
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	1000分の 7
	非鉄金属精錬業	1000分の 8
	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	1000分の 10
	鋳物業	1000分の 18
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	1000分の 14
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)	1000分の 10
	めっき業	1000分の 8.5
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	1000分の 7
	電気機械器具製造業	1000分の 5
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	1000分の 5.5
	船舶製造又は修理業	1000分の 22
	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	1000分の 5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の 5.5
	その他の製造業	1000分の 8
運輸業	交通運輸事業	1000分の 5
	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	1000分の 13
	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	1000分の 17
	港湾荷役業	1000分の 31
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の 5
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の 11
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の 12
	ビルメンテナンス業	1000分の 6
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の 6
	その他の各種事業	1000分の 5

「石綿による疾病の認定基準」 が改正されました!!

石綿ばく露作業※に従事している又は従事したことのある労働者に発生した疾病（石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚）について、平成15年9月19日に労災保険に係る認定基準が改正されました。

その内容は以下のとおりです。

主な改正点

1. 石綿との関連が明らかな中皮腫として、認定基準には「胸膜又は腹膜の中皮腫」が示されていましたが、これに「心膜、せいそうしようまく精巣鞘膜の中皮腫」を追加しました。
2. 石綿との関連が明らかな疾病として、「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」を新たに例示しました。
3. 石綿ばく露作業について、過去の労災認定事例等を踏まえて、見直しました。
4. 中皮腫に係る認定要件のうち、石綿ばく露作業への従事期間を「5年以上」から「1年以上」に短縮しました。
5. 肺がん及び中皮腫の医学的所見に係る要件のうち、石綿ばく露指標として重要な「胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）」及び「石綿小体又は石綿纖維」をそれぞれ独立させる等の見直しをしました。

(平成15年9月19日付け基発第0919001号)

※「石綿ばく露」とは、業務によって石綿の粉じんにさらされることをいいます。

石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病として次のものがあり、それぞれの疾病ごとに認定要件を定めています。石綿ばく露作業に従事したことがあり、かつ、下記疾病を発症した場合には、労災補償の対象となる可能性があります。認定基準については、「<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/10/tp1015-1.html>」に掲載されていますのでご覧下さい。

石綿肺

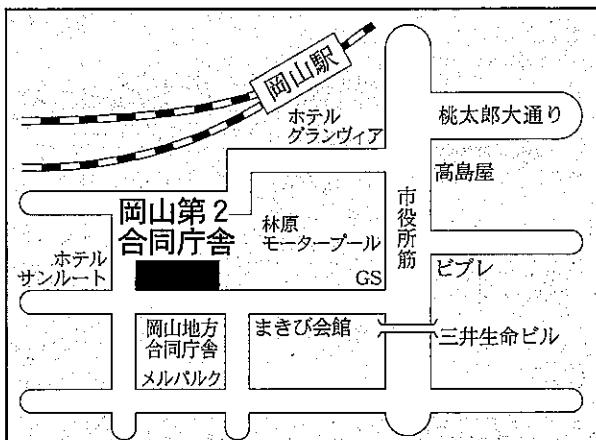
肺がん

胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫

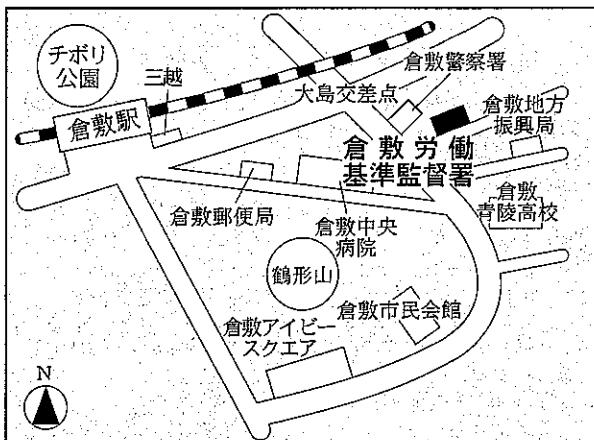
良性石綿胸水

びまん性胸膜肥厚

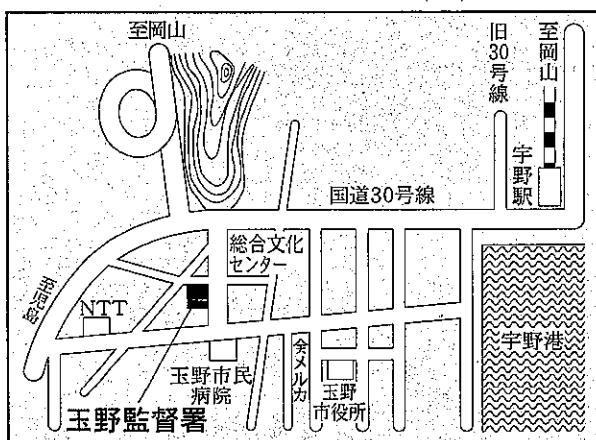
労働基準監督署案内図



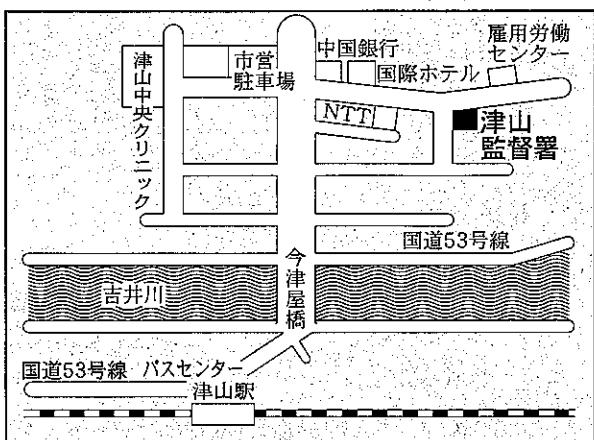
岡山労働基準監督署 TEL 086-225-0591 FAX 086-225-0597



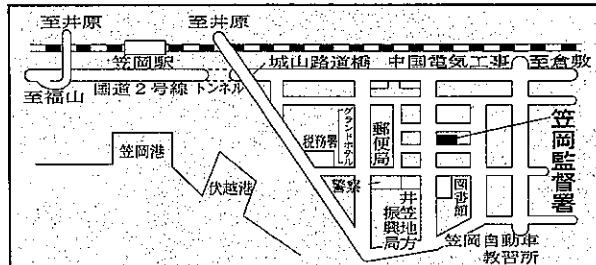
倉敷労働基準監督署 TEL 086-422-8177 FAX 086-424-4147



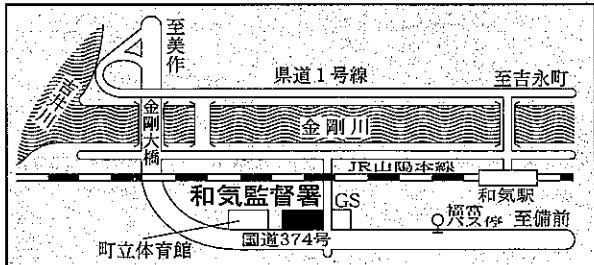
玉野労働基準監督署 TEL 0863-31-2511 FAX 0863-31-0844



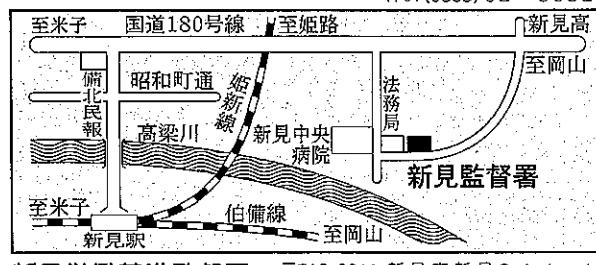
津山労働基準監督署 TEL 0868-22-7157 FAX 0868-25-2413



笠岡労働基準監督署 TEL 0865-62-4196 FAX 0865-62-3852



和氣労働基準監督署 TEL 0869-93-1358 FAX 0869-92-0593



新見労働基準監督署 TEL 0867-72-1136 FAX 0867-72-3479

○ 詳細については、所轄の労働基準監督署または岡山労働局におたずね下さい。

TEL 086-225-2011
電話 代表 (086) 225-2011
労災補償課 (086) 225-2019
FAX (086) 231-6430
労災補償課専用FAX (086) 231-6471
労災保険徴収室 (086) 225-2012
専用FAX (086) 231-6469

岡山労働局